

江戸時代の東大和市 (2)

上北台公民館 2010 年歴史講座

I 村の姿

1 狭山丘陵の谷ッの村

(1) 狭山丘陵の谷ッ

東大和市の前身である中世から江戸時代の村は狭山丘陵の谷ッを中心に営まれました。狭山丘陵には二つの大きな谷があります。仮に「山口の谷」と「野口の谷」に大別しておきます。

山口の谷には平安末期から「村山党」の一族である「山口氏」が定着し、久米、荒幡氏など現在の地名につながる氏族を分出しました。

野口の谷には、当然に山口氏のように、名ある「氏」が関係したと思われますが、残念ながら不明です。いつの頃か明確ではありませんが、村山貯水池に沈んだ地域から東村山駅に至る広範な細長い一帯に「宅部」と呼ばれる地域が形成されていました。正福寺(東村山市)の地蔵堂の創建棟札(1407・応永 14 年)に記されています。

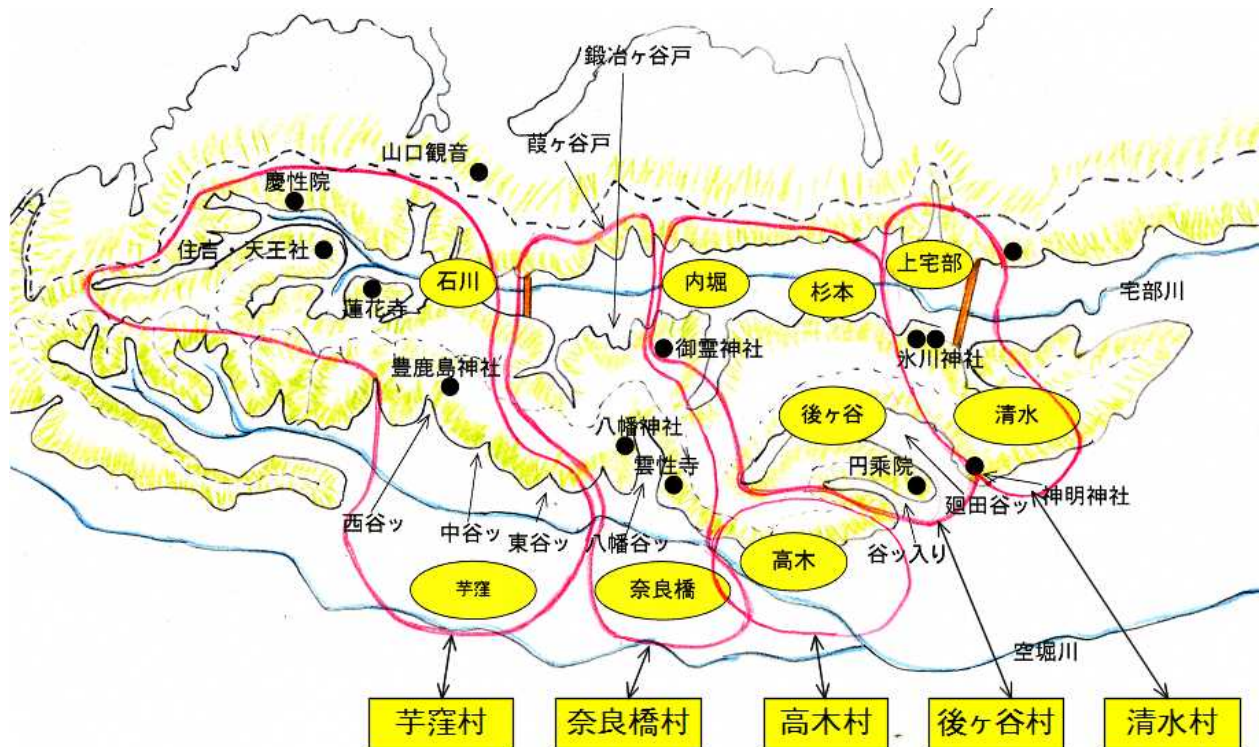
1368 年に、立川の普済寺がお経を印刷して出版します。その中に助縁者として「宅部美作入道貞阿」の名が記され、三光院の寺伝に石井美作が開基をし、1359 年に没したと伝えます。同一人物と考えられ、東大和市域の宅部の指導者と思われます。



大きな二つの谷を紹介しましたが、この谷に向かって小さな谷が刻まれ、そこに水田と畑が営まれて人々は生活の基盤としました。

(2) 家康の家臣が配属され、村切りが行われた

天正 18(1590)年、関東の戦国大名であった後北条氏が秀吉に屈し、家康が関東に移り、東大和市域にも、さっそく、直属の家臣が配属されてきました。地頭と呼ばれ、天正 19(1591)年 5 月には現地に来て、領地を治めたと思われます。そして、その配属地がにわかに「村」の名で呼ばれます。従前の谷ッを中心とした自然発生的な散居状況が、一定の区域をくくって「村」にまとめられたと考えています。これを村切りと呼ばれます。



地頭は、最初は村の実力者の屋敷を本拠とし、家族と共に村に住み、江戸城へは馬で登城したようです。その道筋は現在の新青梅街道の旧道部分で、東京街道団地の北側を通り、田無の橋場に達し、江戸へ向かいました。これを江戸街道と呼びました。

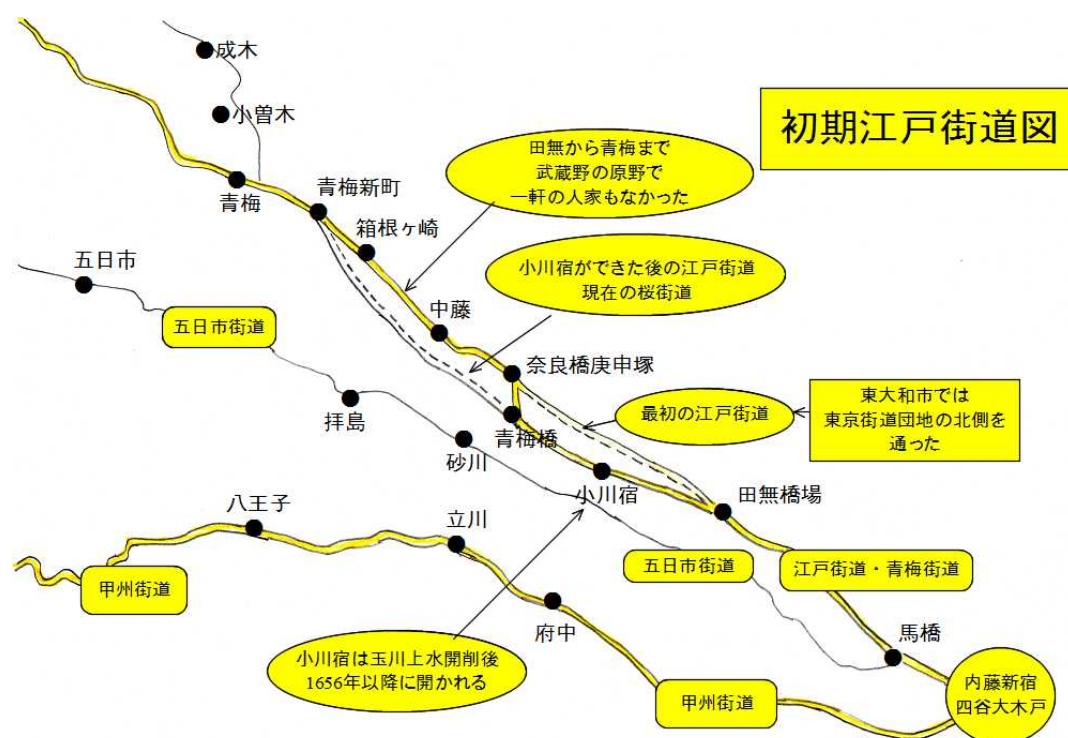
2 青梅街道の開通

頼朝は鎌倉に、後北条氏は小田原に本拠を置きました。そこに連なる街道は鎌倉街道、八王子街道と呼ばれ、南北の路が主要な交通路でした。家康が江戸に本拠を構えると、道筋は東西に変わりました。

関ヶ原の戦い後、江戸は、江戸城、市中の整備が急速に進められ、必要となった石灰が青梅市の成木から運ばれます。地頭の通った道をご用意石灰が運ばれ、交通路は東西に変わり、成木道と呼ばれました。

箱根ヶ崎から田無まで一面の武蔵野の原野で、一軒も住居はなく、「武蔵野の逃げ水」の話が伝え

られます。



3 玉川上水・野火止用水の開削

(1) 玉川上水

徳川幕府の全国支配が進み、江戸に様々な集積が行われて、人口が増加します。神田上水と溜池の水では、江戸市中の上水が賄えなくなり、承応 2 (1653) 年、玉川上水の開削が行われました。玉川上水については、その建設時の資料がなく、後の関係者の書き出しによって論ぜられているため、ここでは一般的なものを紹介します。

工事は

承応 2 年 (1653 年) 4 月 4 日、工事開始

同年 11 月 15 日、四谷大木戸まで掘り上げ

承応 3 年 (1654 年) 6 月 四谷から虎ノ門まで埋設、関連工事すべて終了・完成とされます。まさに突貫工事でした (ただし、閏年で 6 月が 2 回あることから約 8 ヶ月の工事)。

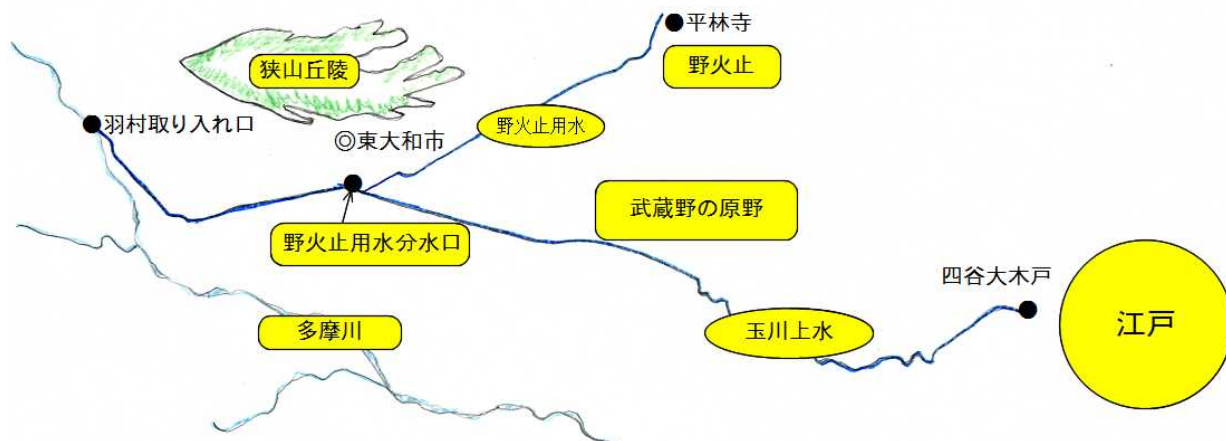
(2) 野火止用水

玉川上水の完成の褒美として、老中・上水総奉行・河越藩主の松平信綱 (伊豆守・いずのかみ) に野火止用水の分水が許可されました。承応 3 (1654) 年、玉川上水が完成すると、松平信綱は待ってましたとばかり、その翌年の明暦元 (1655) 年には早々と野火止用水の開削に着工し、1 ヶ月余で完成しています。

承応4年（1655年）2月10日着工

3月20日完成

工期 40 日間、工事費は 3000 両、信綱が負担したとされます。玉川上水の不思議の一つに、そのルートがなぜ、玉川上水駅のの前を通っているのかの問題があります。この地点は、野火止に自然流下で水を引くには、避けて通れない最適の位置です。しかも、信綱は、野火止用水開削に先立つ2年前の承応2年(1653)、野火止を新田用地として指定、川越領内から54世帯を移住させています。玉川上水総奉行の頭の中には、様々なことが駆け巡っていたのでしょう。



4 一挙に進んだ原の開発

(1) 小川宿と石灰運搬経路の変更

玉川上水・野火止用水の開削の動向を目にして、武蔵村山市内「岸村」の小川九郎兵衛は動きます。

『箱根が崎から田無間は全くの荒野であって、往還の人馬は寒暑風雨の節、飲水にかつて至極難渋し、行倒れて死ぬ者も多い。ことに江戸へ石灰を運ぶ道筋であるのに、両宿の距離が遠く五里にも及ぶので、差し支えになることが多かった。・・・』

ついては、『石灰御伝馬継』更には往還の人馬を救うために自費をもって新田を取立てたい。』

と、現在の小平市に位置に新田開発の願いを出します。田無からの応援もありました。願は直ちに聞き届けられ、時の老中松平信綱から西は玉川上水と野火止用水との分水口の地点から、東は田無村に至る地域を開発するようにとの命令をだします。最初は井戸を掘っていますが、成功せず、玉川上水から分水を得て以後、急速に入村者は増えました。

そして、小川宿・小川村が完成すると、石灰を運ぶ路は、現在の桜街道に変わりました。

(2) 野火止用水と新田開発

狭山丘陵の谷の村人達は現在の空堀川近くまでは開墾により耕地を広げていたようですが、野火止用水の完成と共に一挙に南への新田開発を進めます。武蔵野の新田開発は江戸幕府の奨励により、享保7(1722)年以降に急速に進みますが、東大和市域の村々では、寛文期(1661～73)に早々と手

が付けられます。

谷ッに立地した少ない田や畑では自立への道が閉ざされていましたが、旺盛な自立を求める 2・3 男対策もあったのでしょう、東大和市域では

芋窪村 万治元(1658)年 立野地域

高木村 寛文9年(1669)、奈良橋境 街道内 街道向 中原

延宝2年(1674)、中南奈良橋境 堀端 中原 堀際 後ヶ谷戸境

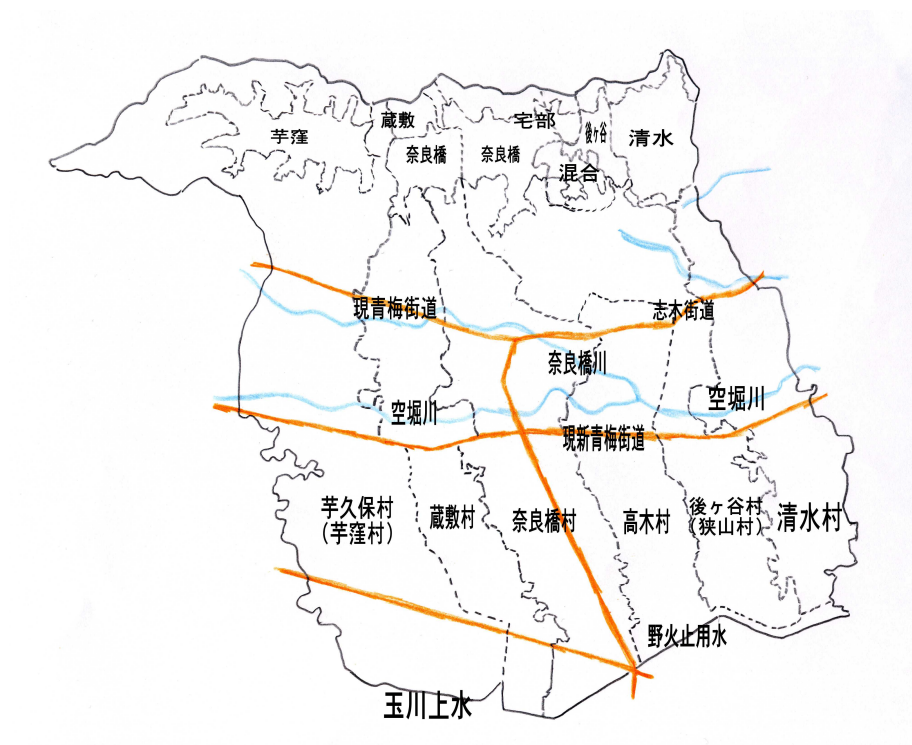
後ヶ谷村 寛文9年(1669)、砂の台 江戸街道向

延宝2年(1674)、堀際 水道際

など、絶え間ない努力の結果、延宝期(1673～1680)には、野火止用水際まで新田として耕地を広げました。新田と云っても水田は全くなく、全てが畑でした。赤土の上に僅かに乗る黒土では生産力は低く、ほとんどが下下畑にランク付けされました。

収穫する米(陸稲を含む)は年貢に不適とされ、金納を求められました。肥料は堆肥では間に合わず干鰯や油かすを肥料商から手当てしなければならず、翌年の収穫物を担保にしたり、養蚕や薪炭の福作業で得る僅かの現金で支払ったり、厳しい時代が続きました。

このような手法は「切添」「持添」方式と呼ばれ、親村に接して、村毎に、順次、南の原野を耕地とし、野火止用水まで行われました。このことから、縦に細長い村ができあがりました。街道にそう新田集落とは違った特徴ある景観です。



これらの開発が終わった後、1700年代には立川市内の芋窪新田(享保15・1730年)、国分寺市内の高木新田(享保9・1724年)など、村外に積極的に開発の目が向きます。

2 新編武蔵風土記稿における村

このような経過を経て、東大和市域の村々はその基盤を形成してきました。今回の講座は 1600~1700 年代を対象とします。その時期とずれますが、村々を統一的に描いた地誌に「新編武蔵風土記稿」があります。地元からの書き上げに基づいて統一的に、湯島昌平覺地理局総裁林述斎（はやしじゅっさい）が文化 7(1810)年に編纂に着手し、文政 11(1828)年に成立したものです。その村の姿を紹介します。

1 芋久保村

芋久保村は、郡の良（うしとら＝北東）にあり、村内鹿島神社に掛たる建武三年の鐘銘によれば、元は奈良橋村内に属せし地なるべけれど、一村となりし年暦は詳にせず、今は奈良橋郷に係り、庄名は唱へを失へり、江戸日本橋より九里半の行程なり、

名義は鹿島社の西方に古井戸の跡のこれり、この辺りはいかにも井戸を鑿つ（うがつ）ことなし、かたきよし、旧くは井の窪、或いは井能窪とも記せるもの見ゆ これら村名の起こりしなどいえり、されど井をうかつことをなしがたきとき、井能窪と記せるなど云も、いかなるうえなるや覚束なし、

東は蔵舗村に続き、南は砂川村に境ひ、西は中藤村により、北は山上の峰を限りとして、入間郡勝楽寺村（しょうらくじ）なり、東西凡（およそ）七町、南北二十五町、地形この辺は平なれど北方には山をうけたり、土性畑の方は野土にて祖薄なり、山根には真土の所もあり、民戸 140 戸（えん＝戸）、陸田多く水田は山間に六町六段余を開けり、

御入國以来 延宝二年(1674)六月細井九右衛門、元禄三年(1690)八月今井九右衛門・近山五左衛門等、命を奉じて税務のことを検定せり、正保の頃(1644 ～ 1648)は酒井郷藏・酒井極之助（きわめのすけ）知行せしよし、今は酒井清次郎知行所なり、

- ・高札場 鹿島神社の大門前にあり
- ・小名 西谷戸（西の方なり） 東谷戸（東方を云） 鹿島谷戸（村の中央なり） 石川（北方なり）
- ・山川 山 北の方にあり、登一二町
- ・石川 小名石川の山間より出る小流なり、此外に悪水堀村中を流る、又溜め池七ヶ所あり、いずれもわずかなる池なり、

- ・神社 鹿島神社、社地、一萬三千六百六十四坪、御朱印十三石、本社六尺上屋を設く、拝殿二間に五間半、幣殿二間に二間半、社伝を閲るに、慶雲四年の鎮座にて、武甕槌命（たけみかづちのみこと）を祭神とし、神体は龍王丸とて、則 武甕槌命の太刀なりしといへど、神主も拝することを得ざるよし、

社を造立ありしは、天智天皇第四姫宮なりしとも、又蘇我山田石河麻呂たりしとも記し、この外疑ふべきことをも記したれば、此社伝もいちいちには信すべからず、さはあれ後にのせたる文正・天文等の棟札あるをもて見れば、旧きよりの鎮座なりしことは知るべし、例祭は九月十五日なり、

- ・神宝 武甕槌命鎧の袖（5 寸許）、黄金石（5 寸許）、錦几帳（東照宮御寄進なし給ひしよし、外に尾州重相公この辺遊覧の折柄、当社に詣て自ら書して賜ひしという歌などありと云）

鐘（大鐘なり、銘 別図）

奉納撞鐘一口

鹿島太神宮神前

建武三子（ね）年三月十三日

武州多東郡上奈良橋村

深井三郎源光義妻敬白

按するにここに載たる鐘銘に、多東郡上奈良橋村とあれば、当社草創の頃はこの辺り奈良橋村の内にて後別に一村となりしに、其おりからこの社も今の如くこの地に属せしものたるべし、又深井三郎光義といへる人は、外に所見なし、もし此社の棟札にしるせる、本且那源憲光といへるものも、深井の子孫なるにや、これらのことその徴とすべきものあらざれば今より知りがたし、又此鏡社頭にかけおきしを、いつの頃にかありけん奪はれて今はなし、ただ鐘銘のみをかつたえり、

- ・末社 白山祠 子の神祠 山王祠（本社の左右にあり、何れも僅かなる祠なり、
- ・神主 石井市之進 社地の西方に住めり、此人の先祖石川出羽守は、ここの地頭酒井某と共に、大 阪御陣にも出たりなどいへど、させる記録はなし、



- ・石 社前の原上むはら生ひ茂れる中にあり、要石（かなめいし）と称す、其さまをいへば、長さ二 尺五寸許、横四尺許、経一尺五寸、黒色にしていと潤沢あり、かかる田間にありては、耕作の妨たりとて、いつの頃か百姓等よりつどひ、穿ちすてんとせしに、地下に至るほど石の形ますます大にして、たやすく掘得べきにも非れば、是より土人要石と称せる名を得たりと、村老の口碑にのこれり、按（あんず）るにこの石適々（たまたま）鹿嶋社前にあれば、かかる話を附会せしにや、覚 束なし、
- ・寺院 愛染院、除地、六畝、字前坂にあり、石澤山蓮華寺と号す、真言宗新義、中藤村真福寺の末、開山開基の年暦を伝えず、本堂八間半に七間東向、本尊不動木の立像長一尺三寸なるを安せり、
- ・医王寺 除地、五畝十八歩、字石川にあり、白部山慶性院と号す、これも同寺の末、開山承秀慶長六年(1601)十一月二十八日寂せり、本堂五間に八間南向、本尊薬師木の立像長一尺六寸、行基の作を置き、鐘楼に鐘を掛たれども、正徳年中の新鑄なり、ことに考証とすべきことなければ、銘文は

とらず、

- ・観音堂 字林と云所にあり、三間に三間半、観音は如意輪にて、長九寸許、行基の作なりと云、
- ・五輪塔 字杉山と云所にあり、ここの地頭酒井極之助が先祖の墳墓なり、往古はこの所に居住せしよし、その地を今陣屋と字せり、

2 奈良橋村

奈良橋村は、郡の良（うしとら）にあり、此辺阿豆佐美（あづさみ）の里と称し、村山郷に係れり、庄名は殿ヶ谷戸なりといへど、この庄名は外に聞ことなし、郡内藏舗村（ぞうしき）は正徳年中（1711～16）この村より分郷せしことは其所に弁せり、

されば地形犬牙（けんが＝互いに入り組み）して慥（たしか）には分ちがたけれど、其大略をいへば、東は高木村に境ひ、南は小川・砂川の両村に接し、西は芋久保村により、北は山峯を限として入間郡新堀村に交はり、坤（ひつじさる＝南西）は藏舗村につづけり、藏舗を合して東西十町、南北へ二十町余の地なり、地形平かに北方には山を環（めぐ）らせり、土性は野土なれば土軽きゆへ、田間に字津木を植て風除などせり、陸田多く水田はわずかに北方山よりの所に開き、そこの清水を引て用水となせり、民戸五十八軒、耕作の暇には木綿織をおれる外に、蚕を以て女子の業となせり、



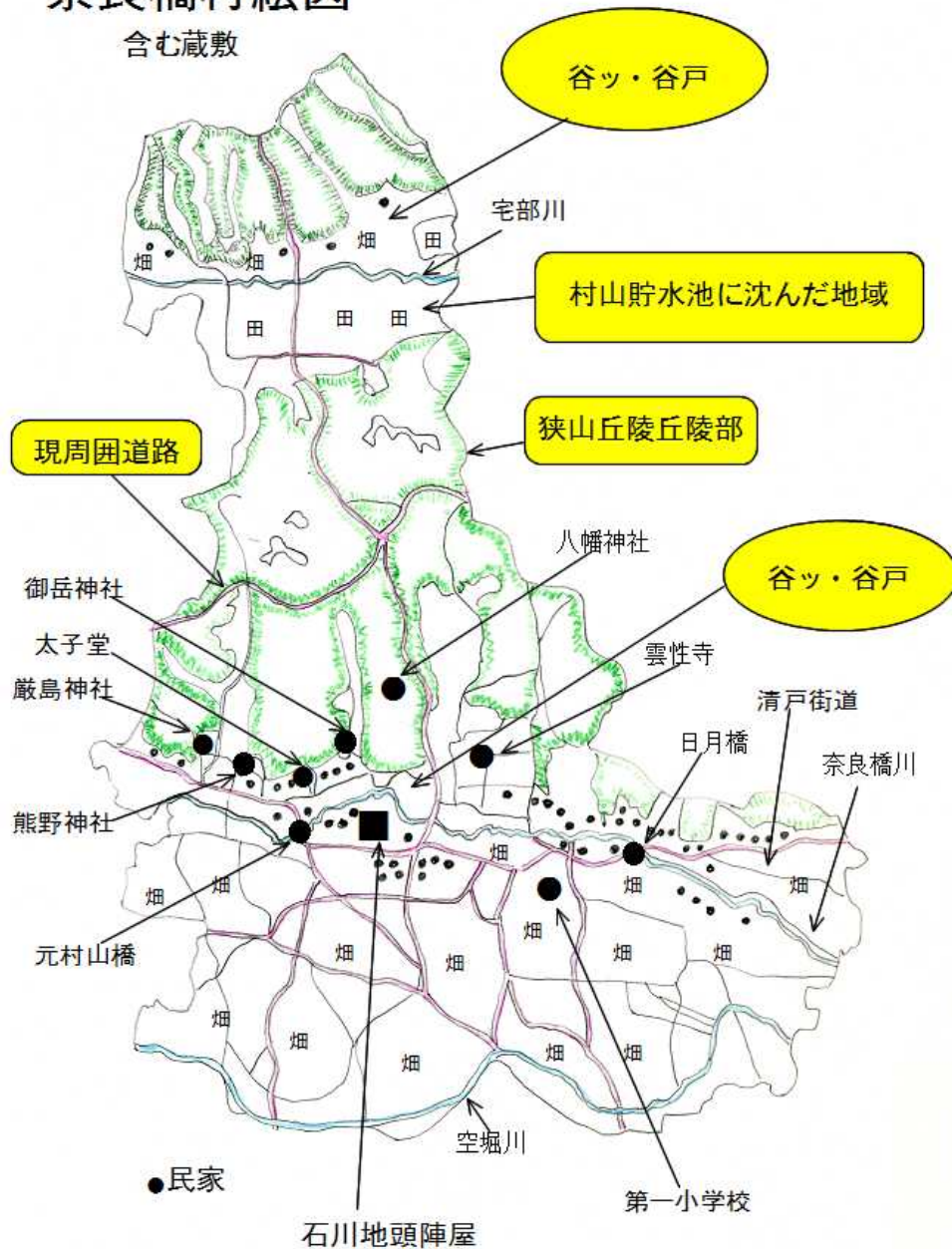
東大和市市資料編9 p46

この村開闢の昔はいつと云ことを伝へされど、郡中芋久保村鹿島神社に掛たる建武三年（1336）の鍊銘に、此村名をのせたれば此村名も古くより唱へしことなるべし、天正年中（1573～92）より石川太郎右衛門が知行と、外に武藏野新田の方は酒井清次郎が知行交れり、萬治年中（1658～61）御料所となりし頃は、中川八郎右衛門・今井九右衛門等支配せり、いつの頃かここの地頭石川某検地せしことあり、新田をば元文元年大岡越前守検地せしよし、今は御料所にて大岡源右衛門支配所なり、

- ・高札場 村の西にあり
- ・山川 山の北の方にあり、上り一二町許り
- ・水利 用水堀 村の南、新田の境を流れり、他に悪水堀三条村内を通ぜり、

奈良橋村絵図

含む蔵敷



- ・神社 山神社 除地、三畝、南の畑中に在、わづかなる祠なり、
- ・八幡宮 除地六段、村の西北方にあり、上屋二間に三間、内に五尺の社を置き、拝殿は二間半に三間、前に鳥居をたつ、
- ・山王社 除地、南の畑中にあり、以上の社鎮座の初は伝えず、いづれも村内の修験、覚實院の持、
- ・愛宕社 除地、雲性寺の東にあり、わづかなる祠にて、上屋は九尺四方、ここも鎮座の初は伝えず、村内大徳院持、
- ・日月宮 除地、六畝、わづかなる祠なり、
- ・寺院 雲性寺 除地、二段五畝、村の北山麓にあり、天王山観音院と号す、真義真言宗、中藤村真福寺の末、開山開基の人を伝へず、本堂五間に七間南向、本尊弥陀木の座像一尺六寸を安せり、境

内には此所の地頭石川太郎右衛門代々の墳墓あり、

- ・観音堂 門を入て右にあり、二間四方、観音は十一面木の座像一尺二寸許なり、
- ・天王杜 境内後背の山の中腹にあり、則村内の鎮守なり、
- ・大徳院 除地、二段、修験なり、府中門前坊の末、愛宕山と称す、寛永十六年聖護院宮より、金襴の袈裟を給はりしと、その故を伝えざれど、この頃よりの修験なるべし、
- ・覚宝院 これも修験にて、八幡山と号す、同じ支配なり、
- ・旧跡 屋敷跡 蔵舗村の境にあり、
蔵屋舗跡 同じ辺にあり、石川某の住居せし屋舗跡、及び其人の蔵屋舗跡なりと云、石川某は所の地頭なれば、元はここに住居ありしなるべし、
- ・塚 宅部境にあり、東覚塚と云、何のゆえんなりや詳ならず、
- ・旧家 百姓勘左衛門 先祖岸入道右近尉吉家、天正十五年六月死とのみ伝えり、旧家なる由を云えど拠所はなし、

3 奈良橋村枝郷 蔵舗村

蔵舗村は、奈良橋の内に属す、正徳年中(1711~16)分村せしといえど、郡村名寄帳にも見えず、一村には立かたし、故にここに隸(れい=属)す、或は蔵式と書り、民家五十五軒なり、御代官は奈良橋と同く、大岡源右衛門孟清なり、新田の方は大岡越前守開発して、元文年間検地せり、この所は今に至って人家もなく、本田のもの持添の地なり、

- ・小名 弁天山(村内にあり、弁天の社ある故に云)
- ・神社 熊野杜 除地、村の東の方にあり、祠は二尺四方、上屋九尺に二間半、村内の鎮守なり、
- ・弁天社 除地、字弁天山にあり、一尺五寸の小祠にて、二間四方の上屋を設く、寛永六年鎮座せしといへど、其詳なることを伝へず、
- ・御獄杜 東の方にあり、小祠にて九尺に二間の覆屋を設く、南向、
- ・寺院 太子堂 是も東の方にあり、堂は三間に五間、本尊は立像にて長一尺三寸なるよしをいへど、秘仏なりとて見ることを許さず、
- ・地藏堂 東の村境にあり、三間に五間の堂なり、南向、ここには村民の墓あり、

4 高木村附持添新田

高木村は、郡の良(うしとら)にあり、郷庄の唱を伝えず、東は後ヶ谷村、西は奈良橋村、南は小川村、北も亦後ヶ谷村及び宅部の二村に続けり、東西凡七町、南北二十町、元禄三年細井久右衛門検地せり、民戸五十二烟、ここも女は木綿縞をおり かひこをなすこと近村ほぼ同じ、土性野土にて粗薄なり、水田はなく陸田のみなり、

此村 御料私領入会なれども、いつの頃より御料所となりしと云ことは伝へず、寛文年中(1661 ~ 73)は岡上次郎兵衛・近山五左衛門、延宝年中(1673 ~ 81)中川八郎左衛門、元禄年中(1688 ~ 1704)細井九右衛門等次第に支配せり、私領は天正年中(1573 ~ 92)より酒井極之助・同郷三に給はれり、郷三が知行せる方は年代をしらず、上地となれり、今は大岡源右衛門御代官所にて、私領酒井清次郎の知行交れり、

外に武蔵野新田あり、東南は廻り田新田に境ひ、西は奈良橋新田、北は後ヶ谷・清水村等に限り、ここは民戸なし、元文元年大岡越前守が検地なり、

- ・高札場 小名字本村にあり、
- ・小名 本村（中央なり） 砂（南方を云） 水窪（中央より東方なり）
- ・山川 用水堀 南境を流、幅八九尺 この外悪水堀二条あり、
- ・神社 山神社 除地、一畝、字中原と云所にあり、わづかなる祠、村内尉殿権現の別当、明楽寺の持
- ・尉殿権現社（じょうどのごんげんしゃ） 除地、一畝、字砂にあり、上屋二間に三間、内にわづかなる宮を置き、前に鳥居をたつ、
- ・別当明楽寺 社地の東にあり、高木山と号す、真義真言宗、豊島郡石神井村三宝寺の末、草創の始を伝えず、本堂四間四方南向、本尊不動木の立像一尺二寸を置き、
- ・寺院 地藏堂 字砂にあり、二間四方、南向、地藏は木の座像長五寸ばかり、
- ・阿弥陀堂 同じ辺にあり、二間半に三間、本尊八寸許座像なり、
- ・薬師堂 字がが峯にあり、二間半に二間、本尊五寸許、木の座像十二神を左右に置き、各長八寸許り、

5 後ヶ谷村

後ヶ谷村は宅部郷に属せり、東は清水村に隣り、南は小川村・高木新田に限り、西は奈良橋に境ひ、北は狭山の峰を境として、入間郡菩提木・新堀の二村に接す、東西へ凡そ十町、南北へ三十町許、地形は平かにして、北の方に狭山を負ひ、又中央より北によりては、西より差し出たる少しの山あり、水田は北方の山根に少しく開きたれど、わずかに此地の溪水を引て用水となせば、水災はなく、ややもすれば旱損（かんそん＝ひでり）の患あり、陸田は多くして村落をなせる平地の所に開けり、此は野土なり、概していわば、土性は真土多く、民戸天正の頃は十二軒ありしが、後稍く（ようやく）増加して今は四十五軒となれり、いずれも山に傍（そう）て散住せり、

耕作の暇には薪を伐りて江戸へおくり、傍（かたわら）ら養蚕のこともなせり、村内尾張殿の鷹場にして、村民其役を勤めり、検地は寛文九年岡上次郎兵衛・近山五左衛門司どれり、又延宝二年(1674)は彼の二人に今井九右衛門加りて司どれり、元禄三年(1690)は細井九右衛門奉りて検地をなせしことあり、天正の頃(1573～92)は逸見四郎左衛門が知行せしよし、故ありて上地となり、天和三年(1683)の頃より御料となれり、御代官の遷替は詳ならず、今は小野田三郎右衛門支配せり、

- ・高札場 村の中央にあり
- ・小名 南谷戸（村の南を云）宅部（北方なり）内堀（西北を云）杉元（中央なり）
- ・山川 狭山 村の北通り多摩・入間両郡の界にあり、上り大抵二十三町、箱根ヶ崎村より久米川村、及入間郡辺まで三里、村山郷に属せし村々、この山の根通りにかかれる、猶総説狭山の条に出せり、
- ・石川 村の北の方を流る、
- ・狭山池 村の北の方字小澤の溜池なり、水田の南方山合に三十間許なる堤を設けて、用水を備ふ、又此池の上に古池と云あり、これも溜池の如くなり、もとは一つなりしが、水災のとき地形沿革して、此の如くなりしものにや、歌にも詠み名高き所なり、箱根ヶ崎村合はせみるべし、
- ・水利 溜め池五ヶ所
- ・神社 稻荷社 見捨地、七八間四方、わづかなる祠なり、
- ・山神社 除地、五段一畝六歩、南畑中にあり、纒（わづか）なる祠なり、村内円乗院の持なり、
- ・神明社 字南分と云所にあり、これもわづかなる祠なり、傍にひらきの古木あり、囲み七尺許、其外にも古木多く見えれば、古社なるべし、もとより鎮座の初め年代は失へり、
- ・天狗社 これも同じ辺にあり、纒（わづか）なる祠にて、上屋は六尺四方、前に鳥居を立り、これ

- も鎮座の初めを伝へず、
- ・御領明神社 除地、六畝二十歩、小名内堀にあり、この辺を宮の下山根と云ふ、二間に三間の上屋を造りて、内にわづかなる宮をおけるなり、
 - ・末社 愛宕社 わづかなる祠にて、後の方にあり、
 - ・寺院 圓乗院除地七畝二十六歩、是も字南分と云ふ所にあり、新義真言宗、豊嶋郡石神井村三寶寺末成り、愛宕山東圓坊と號す、開山は賢譽法印と云、平治元年二月八日寂せり、本堂七間に六間半南向、本尊木の坐像二尺五寸許、又薬師の像八寸許なるを安置す、恵心の作成るよしをいへど、秘してゐることをゆるさずと云、
 - ・鐘楼、本堂の正面に建つ、二間に三間、鐘は圓径二尺二寸、このかね寛延二年十月住持乗譽の代に鑄成したれば、銘文に載せず、
 - ・愛宕祠 境内の鎮守にて、本堂の後にあり、小祠、下田七畝二十六歩の除地となせり
 - ・宝珠庵 字すぎもとにあり、里正勘右衛門代々の墳墓あり、其守りに造立せる庵なるよし、庵は二間半に四間半あり、本尊地藏を安せり、木の立像にして長五尺許の古の作なりと云へり、
 - ・観音堂 字南分にあり、二間半に五間、南向、如意輪の座像木にて作る、丈八寸許り、
 - ・古碑 一基 長二尺余、貞治七戊申四月十九日とあり、
 - ・旧跡 陣屋跡 字杉本にあり、古へ逸見四郎左衛門住居せし所なりしよし、今は百姓九右衛門が住居となれり、
 - ・蔵屋舗跡 これも字杉本にあり、陣屋跡のもよりにあれども、逸見某の蔵屋舗と云にも非ず、この名主勘左衛門は、旧家にて其地につづきたれば、往古其家の蔵屋舗ありし跡なるべしと云えども定かならず、此所に杉の大木ありて蔵王の小祠を建つ、
 - ・旧家 百姓勘左衛門 もとは氏を石井といいしが、いつの比よりか改めて杉本と称せり、遠祖は春日丸と云、その二十五代の孫を石井勘解由といへり、この人大阪御陣の時、地頭逸見四郎左衛門と共に其役に出、それより今日に至て三十六代此地に住し、代々名主役を勤めたり、旧家にて家系も蔵したれど、秘して見することをゆるさず、
 - ・外に、器物等あり、上にのす、
 - ・杖刀一 長三尺九寸三分、無銘、ははきに丸の中に井の字の紋あり、形上の如し、
 - ・行基焼壺三ツ いづれも素焼にて円き形なり、一は廻り四尺七寸、一は三尺一寸五分、一は廻り四尺七寸 一は三尺一寸五分、一は二尺六寸二分、図は上にのす、
 - ・轡 古体にて細く銘あれど、定かには見えず、ただ、河内国とみゆ、下に次の字あり、

6 宅部村

宅部村 宅部村（やけべ）は、宅部郷に係り、庄名は伝へず、村名の事を尋るに、元は宅部の内内堀と云ひし所なりしが近き頃より宅部村とは唱ふるよし、江戸日本橋より行程九里半、四方の堺、東は清水村に続き、南は奈良橋・高木の二村に隣り、西は蔵舗村に接し、北は山上を境として入間郡菩提木村に交り、東西凡八町、南北十四町許、民家四十二烟、

地形は北に山をうけ、半ば平かにして半ば不平なり、土性山根には少しく眞土あり、この辺に水田を開き、山間の清水を用て耕耨（こうどう＝田を耕し草を取る）の助となせり、陸田の方は野土なり、元は水口佐左衛門知行たり、後御料所となり大屋奎之助支配せり、それも次第にかわりて、今は小野田三郎右衛門信利の支配所となれり、

- ・高札所 字内田にあり、

- ・小名 内堀（西北なり）林（東 北を云）廻り田谷戸
- ・山川 山 北の方にあり、中央にもあり、登り12丁許、
- ・水利 溜池四ヶ所 字小澤、宮ノ下、堂ノ入、廻り田谷戸等により、この外悪水堀三条、村内を通、
- ・寺院 阿彌陀堂 字内堀にあり、堂三間半に二間半東向、本尊木の立像、長一尺三寸許、清水三光 院の持なり、

7 清水村

清水村附持添新田 清水村は、郡の北入間郡の界にあり、開闢の年代及村名の起る所をしらず、江戸日本橋より行程八里許、東は廻り田村に隣り、南は小川村及び高木新田に接し、西より北へかかりて後ヶ谷村につづき、狭山の峰を境として入間郡町屋村に連れり、

村内を東西する街道あり、西方後ヶ谷村より狭山の根通りへかかり箱根崎へ出る通路にて、東廻り田村に入れり、道幅凡二間、村の大抵東西凡十町、南北二十五町許、北の方は狭山を負ひて根通りに民家あり、前は田圃なり、又山ありてこのふもとにも民家連り、東南は武蔵野新田にして平夷の地なり、戸数は五十二軒、所々に散在せり、

田は少く畑は多し、土症は黒土なれば宜からず、南の方武蔵野附はことに土症悪くして、専ら糞培の力をたのめり、用水は村内わずかの溜井、及外にわづかの流あるを以てたすけとせり、されどもと天水の場なれば、早損の患ありて水災はなし、男女耕作をなせる暇には、男は薪をとり女は蚕養のことを務めり、この辺往々かくの如し、村内尾張殿鷹場に属して、右の役をつとめり、寛文九年(1669)岡上次郎兵衛・近山五左衛門・今井九右衛門等命を奉して検地をなせり、私領と云へるは浅井楯之助采邑にして、古新田の分は御料にして、そこは大岡源右衛門御代官所なれども、此の分には民戸なく、則この本村の持添なり、

- ・高札場 村の中央名主の前に在
- ・小名 的場 村の坤（ひつじさる＝南西）にあり
- ・元木 巽（たつみ＝南東）の方にあり
- ・峰久保 北の方狭山の根通りにあり
- ・峰の前 峰久保の西、狭山の根通りにあり
- ・山川 狭山 当村の北多摩・入間両郡の界にあり、東久米川村より西箱根に及ぶ、高さ凡二十二町



東大和市市資料編 9 p45

許、近隣の村々に係れり、(＝狭山丘陵)

・悪水堀三流

一は村の西、中藤村より涌出し、中央より南により東流して、廻り田村に入れり村内 にかかると凡そ十町、川幅二間より三間に及べり(空堀川)、

一は西後ヶ谷村より涌出し、村の中央を通じ、これも東流して廻り田村に沃けり、村内を経ること十町許、川幅凡二間(前川)

一は北方を通ぜり、西芋久保村より涌出し、村を過ぎること十町許、東方廻り田村に至れり、川幅二間許(石川)、

- ・神社 氷川社 社地、村の北の方狭山の根通りに在、本社六尺に五尺、上屋三間に二間半、拝殿五間に二間、共に丑の方に向ふ、神体とするもの絵馬の如にして、表は素盞烏尊(すさのうのみこと)、稲田姫、猿田彦、左右に貌貊(ぼうはく)を彩色にて写したれども、剥落してかすかに残れり、永禄十二年(1569)の裏書あり、図下に載す、

この外本地佛正観音木の座像、長一尺五寸許たるを安す、御朱印五石は、天正十九年十一月日御寄付あり、例祭は六月十五日なり、供物台三つあり、形は腰高茶台の如くにして、斧にて削りし如く、至て古く見ゆ、祭のせつこれを以て奠供(てんきょう)せり、本社の大杉の大樹二株並べり、囲み一丈五尺 一は一丈二尺、石階上下あり、上は二十四級、下は九級、此邊の鎮守にて、別当は本山修験、本郡府中宿門前坊の配下にて、村内円達院持、

- ・熊野社 除地百坪許、村の中央成就院の境内後にあり、この辺の鎮守なり、本社三尺四方、上屋九尺四方、拝殿二間に九尺、共に坤(ひつじさる＝南西)に向ふ、神体白幣、本地佛は観音にて、木の立像長一尺五寸たるを安す、前に鳥居を立、例祭は九月十九日を以てせり、社地には松杉雑樹ありて繁茂す、村内成就院の持なり、

- ・寺院 三光院 境内は御朱印地の内なり、村の北にあり、真義真言宗、同郡青梅村金剛寺の末、輪王山真福寺と号す、開山は圓長と云、天永三壬辰(じんしん＝みずのえたつ＝ 1112)五月三日寂す、法流開山を寂如と云、享保二十一年丙辰(へいしん＝ひのえたつ＝ 1736)閏月十一日寂せり、本堂十間に五間東向、本尊彌陀を安す、木の坐像、長一尺、御朱印三石は天正十九年(1591)辛卯(かのとう)十一月日御寄付あり、

- ・門 本堂の正面に建つ、

- ・裏門 長屋作りにて七間に二間、表門と相並べり鐘楼門の外向て左の方にあり、九尺四方、鐘は近來鑄成するものゆへ、序銘を略す、

- ・地藏堂 門の左右の方にあり、六尺四方、

- ・古碑一基 本堂の前南よりにあり、長二尺幅一尺許、中央に南無阿弥陀仏とあり、左右に応安二年己酉(きゅう＝ 1369)正月と刻し、下に日阿禅門とあり、

- ・成就院 除地二段許、村の中央にあり、真義真言宗、豊島郡石神井村三宝寺の末、清水山安養寺と号す、開山開基詳ならず、本堂七軒に五間南向、彌陀長一尺なる木の坐像を安す、境内熊野社地に接し、松杉雑樹繁茂なせり、

- ・大日堂 除地二段、村の中央にして北よりなり、堂二間に二間半南向、大日は石の座像長二尺一寸許、此堂は里正清左衛門が先祖建立せし由を云へど、其年代は詳ならず、堂の傍に里正代々の墳墓あり、

- ・観音堂 見捨地一畝、村の中央道の傍にあり、二間四方南向き、正観音木の立像二尺一寸許なるを安す、村民持、

Ⅱ 一坪田んぼと年貢

1 村の仕組み

(1) 村方三役と百姓



五人組法度

一切支丹宗門之義、前々より御改之通村中大小百姓之儀は不及申、男女子共并抱召仕之者・門屋・借屋其外、出家・社人・山伏・行人・虚無僧・鉦扣・穢多・乞食・非人等ニ至迄、村中居住之者老人も不殘人別相改、面々菩提寺より宗門請合之判形改帳ニ可差出之、御法度宗門之者、村中ハ勿論縦他所ニ候共見出シ聞出シ候ハ、早速申上御褒美可申請、若隱置脇より訴人等有之候ハ、名主・五人組迄急度曲事可申付事

東大和の村々には、徳川の家臣が直接村を支配する場合と幕府が代官を置いて支配する二つの形がありました。しかし、その支配の体系は変わらず、上図のような仕組みになっていました。

名主

江戸時代は現在のような地方行政の概念と異なりますが、名主は村の行政の責任者であり、幕府行政の末端責任者の性格をもっていました。主な仕事は

村民の土地の質入れの際に名主・組頭の証印を押す、年貢の賦課・徴収・納入、村入用(村の経費)の管理、山や水の共同利用の管理、領主との交渉、他村との折衝、村人達間の争いの解決、嫁・婿の世話、夫婦喧嘩や他村の者との諍い、宗門改など日常生活全般に関わっています。

組頭

組頭・年寄は、名主を補佐し名主の代理を果たしました。「五人組の頭」からこの言葉が出たとされますが、東大和市域ではさらに大きな区分(小字程度)から出されたようです。

名主と組頭には、村から給料が支払われました。

百姓代

百姓代は、名主・組頭などの職務上の不正に対して監視する役割を持ち、一般村民の代表的な立場で参画することを原則としました。年貢の割り当て納入、耕地の割換え、夫役、村入用の割り振り、収支決算などの立ち会い、監視をしました。

農民と名主、領主間の幾多の出入り、訴訟を経て、江戸時代中期頃に成立しました。

村請制と三役

江戸時代の村の特徴は「村請制」にあります。年貢が厳しかっただけでなく、夫役（ふやく＝助郷（すけごう）や労力奉仕）が課せられ、村人にとって年貢の賦課・徴収、労力奉仕の割り当てなどは非常に関心が深い事項でした。

これらの実務は領主や代官が直接に行わず、村役人を中心として、村の責任において遂行しました。それを村請け制と呼びます。特に年貢の賦課・徴収は村が行い、完納の義務が五人組に課され、構成員の誰かが不能となった場合は組で代わって納める仕組みでした。この制度は農民の日常世界にまで影響し、名主・組頭の介入が行われました。

従って、就任や退任に際しては、領主の認可が必要でした。村人達との関連も含めて当時の状況をよく語りますので、中藤村の例を紹介します。

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候 武州多摩郡中藤村源蔵組役人ならびに小前一同申し上げ奉り候、名主源蔵義病身にまかり成り、役儀相勤め兼ね候間、同人へ退役仰せ付けられ、跡役の義は源蔵倅藤七義、実体にて筆算もかなり出来候間、右の者へ跡役仰せ付け下し置かれたく願ひ上げ奉り候、然る上は勤役中御年貢その外上納金引き負ひこれ有り候共惣百姓共弁金仕、柳かお差し支えこれ無き様仕るべく候、尤も源蔵義は清五郎と改名仕り、倅藤七源蔵と相改め、役儀相勤めたく存じ奉り候間、何卒御慈悲を以て名主跡役源蔵へ仰せ付けられ下し置かれ候はば、有り難き仕合わせに存じ奉り候、

以上

天保十一子年四月

右村

百姓 源蔵印

(以下九六名連名省略)

86
天明六年七月 中藤新田・芋窪新田名主交替につき
検地帳受取証文

請取申一札之事
一御水帳式冊 但シ中藤新田分
右ハ此度名主役譲請候ニ付、書面之通御水帳弥左衛門方
江御渡シ被成、組頭立会樋ニ受取申候、為後日証判之一
札差出申所、仍而如件

天明六年午七月

中藤新田
幸久保新田

証人
組頭 弥左衛門 印
同 文右衛門 印
同 孫兵衛 印
同 佐左衛門 印
百姓代 政右衛門 印
同 利右衛門 印
中藤村 佐兵衛殿

(2) 本百姓と水呑

年貢を納める一人前の百姓を本百姓と呼びました。農地と屋敷地を所有し担税力を有することから高持百姓とも呼ばれました。よく、教科書的に10町以上の土地と10石以上の収穫高を条件とするなどとの話を聞かれますが、東大和市内ではそれらは存在せず、遙かに狭小な規模で本百姓とされています。

本百姓となると検地帳に記載され、五人組のメンバーとなります。上図に水呑百姓と隷属農民の存在を記しました。いずれも、本百姓の下で働く農民で、耕地を持たず、耕作に従事しながら、住む場所を与えられ、本百姓に従う農民が水呑百姓（無高百姓）です。さらに、本百姓に隷属する農民として名子（なこ）・被官（ひかん）などがいました。屋敷を自分で持てないため「無屋敷」とも呼ばれました。

中世から引き続く主従関係にあった、二男・三男が分家したいが土地を分割してもらえないなどの理由が考えられます。

第40表

順位	名 請 人	屋 敷	本田畑	新 畑
1	吉 左 衛 門	1.18	7.7.22	
2	七 郎 右 衛 門	2.15	6.2.00	5.2.09
3	四 郎 兵 衛 門	2.15	5.5.21	
4	奎 定 右 衛 門	1.18	5.5.03	4.6.20
5	半 忠 右 衛 門	2.02	5.5.50	
6	市 久 右 衛 門	2.04	5.4.00	
7	市 久 左 衛 門	2.05	4.2.29	
8	七 忠 左 衛 門	1.02	3.8.25	
9	市 久 左 衛 門	2.24	3.6.13	
10	七 忠 右 衛 門	2.00	3.5.26	
11	長 市 左 衛 門	1.16	3.2.24	
12	市 喜 郎 左 衛 門	2.00	3.0.05	
13	市 喜 郎 左 衛 門	1.02	3.0.12	
14	佐 次 郎 平 兵 衛 門	1.10	2.7.00	
15	平 与 郎 兵 衛 門	1.02	2.6.18	
16	九 庄 兵 衛 門	1.02	2.2.03	
17	権 吉 権 衛 門	2.00	2.0.05	
18			8.00	
19			6.27	
20			4.00	
21			4.00	
22			1.22	
23			1.22	
24			1.00	

第41表

順位	名 請 人	屋 敷	本田畑
1	曾 右 衛 門	2.12	6.4.14
2	次 左 兵 衛 門	2.00	6.2.02
3	長 右 兵 衛 門	2.04	5.9.04
4	伊 左 兵 衛 門	1.00	4.7.11
5	吉 右 兵 衛 門	1.00	3.8.01
6	金 七 郎 兵 衛 門		3.7.25
7	重 金 右 兵 衛 門	1.00	3.7.06
8	定 覚 右 兵 衛 門		3.3.14
9	甚 長 右 兵 衛 門		2.8.00
10	大 勘 次 右 兵 衛 門		2.6.05
11	彌 次 右 兵 衛 門	1.00	2.4.01
12	德 兵 右 兵 衛 門		1.8.22
13	次 右 兵 衛 門		1.7.19
14	德 助 八 左 兵 衛 門		1.6.11
15	利 全 右 兵 衛 門		1.4.16
16			1.2.25
17			1.1.18
18			1.1.10
19			1.0.15
20			7.10
21			5.00
22			4.00
23			4.00
24			4.00

大和町史研究 10p28

東大和市の一例を紹介します。寛文期(1661 ~ 1673)の高木村の状況です。検地帳の記載によるものです。高木村は貯水池に沈んだ地域に村域がなく、水田が皆無の地域です。また、奈良橋村の飛び地があったり、奈良橋村の農民が入作して、混在している特徴があります。

第40表は高木村農民、第41表は奈良橋村からの入作者です。両方併せて考える必要があります。合計、高木村の名請人は48人となります。

第 40 表で最も多い農地を所有している吉左衛門は畑が 7 反 7 畝 22 歩です。18 位以下は屋敷を持っています。その場合の農地は 1 反に満ちません。第 41 表では曾右衛門が 6 反 4 畝 14 歩を持ち、屋敷地も有しています。24 人中、所有高の大きい 7 人が奈良橋村に属しながら高木村に屋敷地を持っています。飛び地であったことが考えられます。このように、検地帳に記載されていることは、東大和市域の村は一般論では律しきれない状況であることがわかります。

無屋敷層は本家に属して生活していることが想定されます。江戸幕府はこの層の自立を進め、年貢徴収対象となる本百姓・高持百姓になるように育成策を推進します。耕地拡張・新田開発が大きな手段でした。さらに、次のような手だてをとっています。

田畑永代売買の禁令

豪農への土地の集中を避け、本百姓が解体するのを防ぐため、1643（寛永20）年に出されています。東大和市周辺では、耕地の生産性が低かったため肥料の投入が課題で、それらの取得のため早くから江戸の貨幣経済に巻き込まれました。翌年の収穫物が担保であり、その決済のため豪農への土地の集中があったことが考えられます。

田畑勝手作の禁止令

本田畑に五穀（米・麦・黍・粟・豆）以外の作物を植えることを禁止し、稲作の減少を防ぐものです。肥料や油、繊維製品などの流通を契機として貨幣経済が成立してきますが、それに農民が巻き込まれることによって、本百姓が解体しないようにする目的がありました。1643（寛永20）年に出されました。

分地制限令

耕地の細分化を防止し、本百姓の条件が維持できなくなることへの防止策でした。10町以上の土地と10石以上の収穫高以下の百姓が土地を分割することを禁止するもので、東大和市周辺では余り考えられない状況でした。1673（延宝元）、1722（享保7）、1759（宝暦9）年に出されたとされます。

（3）五人組

村人達を大まかに5戸で組にまとめ、年貢の納入、治安維持など日常生活の多くの面で相互扶助・相互監視を義務づけ、問題を起こした場合は連帯責任を取る制度が設けられていました。寛永10年（1633）に設けられたとされますが、東大和周辺では寛永14年（1637）に東村山市の廻り田村に設置されています。

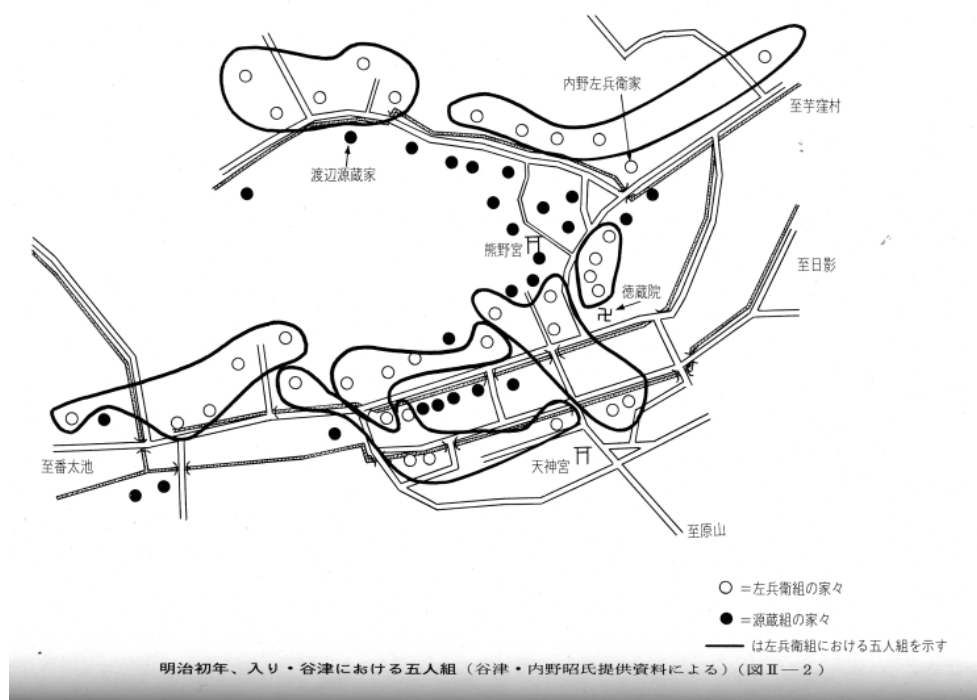
五人組の法度

廻り田村では、毎年、五人組帳を領主に提出して、五人組の編成を報告することになっていました。その帳面の最初の部分に、村人が日常守るべき事項が記（五人組帳前書）されています。恐らく、東大和市域の村々でも大差はないと思われ、参考までに紹介します。中には、法令が数十条から百数十条記にわたるものもありますが、廻り田村の例では9条にまとめられています。

- ①幕府の法度をいつも遵守し、五人組を結成して相互に悪事を監視する。万一組のうちに悪事に走るものが出たならば、名主とその五人組が処罰されてもかまわない。零細な農民や借地人もすべて五人組に編成し、編入されない者が村のなかにいた場合、村中が処罰されても構わない。
- ②幕府が遂行している生類憐みの令の趣旨をたえず守り、無駄な殺生はしない。

- ③五人組の仲間で申し合わせ、男女ともに農業や労働に励み、もし怠る者がいた場合、五人組の仲間が忠告を加え、それでも怠惰な態度をとりつづけたならば、領主に訴えて指示を仰ぐ。
- ④住所不定のものを村のなかに宿泊させない。不審な人物を宿泊させる者がいたら、相互に調査する。
- ⑤博奕（ばくち）を禁止し、携わるものがいたら、名主とその五人組の仲間がともに処罰されてもかまわない。
- ⑥屋敷森や屋敷内の木や竹は当然、伐り荒らさないように注意する。もし家屋の建築などで材木を必要とする時は、領主に届け指示をうける。
- ⑦名主は持高二〇石以上、一般の村人は一〇石以上の田畑を持つようにし、それ以下の分家が出さないようにせよと、幕府の法令にある通り、零細な規模の分家が出さないようにする。
- ⑧年貢は検見で決定された量を必ず上納する。
- ⑨村民のうち生活ができなくなり、妻子を他の村に奉公に出すものがいた場合、事前に必ず報告する。それに違反したら処罰されてもかまわない。

以上の条文は、村役人と村民一同が領主に誓約した形式となっています。特に、生類憐憫令・分地制限令を含んでいるところに特徴があります。実際にどのように五人組として組まれたのかの優れた研究に武蔵村山市史がありますので引用して紹介します。



(武蔵村山市史民族編 p276)

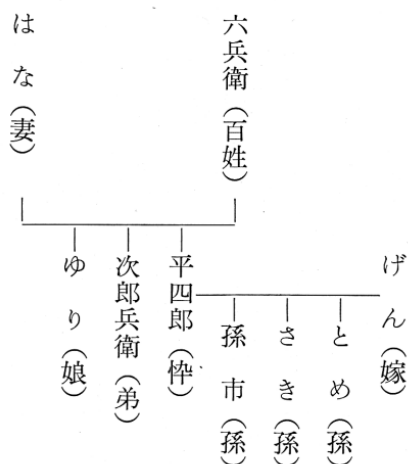
なお、東大和市内では後が谷村の場合、「五軒つつではなく、宝永四年は八・十・十・十三軒の四組であり、享保十四年は、八・十・十二・十三軒の四組である。」との研究成果が発表されていますが、内容は明らかではありません(大和町史研究 10 p 66)。

(4) 家族の状況

宝永4年(1707)以降の後ヶ谷村の家族構成は次ページの通りです。5人家族が最も多く、単婚家族の気配さえあります。

A 後ヶ谷村							B 蔵敷村				C 高木 奈良橋村	
	永宝 4	享保 14	天明 2	寛政 6	天保 12	明治 5		安永 8	天明 7	弘化 5		明治 5
10人					1	2	10人			2		1
9					2	3	9			1		1
8	1		1	1	4	7	8	2		1		5
7	2	1	2	1	6	7	7	7	4	6		6
6	7	3	3	6	9	9	6	5	9	10		5
5	12	6	12	9	8	7	5	8	7	11		5
4	8	13	13	9	4	8	4	15	13	7		2
3	8	17	6	7	2	2	3	9	13	5		1
2	2	2	3	5	3		2	5	5	5		1
1			5	7	6		1	5	5	3		
計	40	41	45	45	45	45		56	56	51		27

(大和町史研究 10p71)



(福生市市上 p530)

2 土地の所有状況

第1表

田畑の品級	面積
上田	168.18
中田	107.25
下田	75.01
下々田	25.08
田合	376.22
上畑	515.23
中畑	429.19
下畑	300.15
下々畑	254.26
畑合	1500.23

第3表

持高	本百姓
1町台	6
9反	3
8反	1
7反	2
6反	0
5反	4
4反	1
3反	3
2反	3
1反	2
1反以下	6
計	31

東大和市域の村々の土地所有状況を明らかにする方法は残された検地帳を頼りにします。しかし、多くが失われてしまい、延宝年代(1673～1681)に入っているものが利用できます。ただし、各村、各年それぞれで、全てが残されてはいません。従って、東大和市域の村を一覧にして総計を出すことは困難です。

今回の講座では、比較的系統的に残された後ヶ谷村を中心に紹介します。

延宝5年(1677)では、田3町7反、畑15町

第19表

階層表示高	名請人	
2 町以上	1	2.5%
1 町以上	1	
9 反 台	1	
8 反 台	3	20 %
7 反 台	1	
6 反 台	3	
5 反 台	5	77.5%
4 反 台	11	
3 反 台	13	
2 反 台	14	
1 反 台	20	
1 反以下	7	
計	80	100%

でした。所有の状況は1町台は6人、9反から5反が10人、5反以下が15人(48%)という構成です。後ヶ谷村は湖底に沈んだ宅部と廻田谷に水田があり、畑も上畑が多く、農耕地に恵まれた地域でした。この地はどちらかというと東大和市域内では例外に属し、平均的な姿は芋久保村に見ることが出来ます。

第19表は寛文9年(1669)の芋久保村の検地帳による土地所有状況です。4反台以下が77.5%を占めています。しかも、1反台が20, 以下が7人います。零細な耕地で農業経営に携わっていたことがわかります。

第2表は後ヶ谷村の延宝5年の土地所有状況とその生産性を一覧にしたものです。

第2表

順位	百 姓 名	屋敷	筆数	上畑	筆数	中畑	筆数	下畑	筆数	下々畑	筆数	畑 計	上田	筆数	中田	筆数	下田	筆数	下々田	筆数	田 計	合 計	敷	筆数
1	勘次左衛門	6.07	1	34.28	8	21.26	9	3.11	2	22.00	7	82.05	32.26	9	20.14	8	14.06	7	5.19	3	73.05	163.17	2.00	2
2	次右衛門	6.11	1	45.28	6	64.10	11	32.00	5			142.08					10.08	4	2.05	1	12.13	162.00	1.28	1
3	市右衛門	4.25	2	32.00	10	19.12	6	32.00	13	44.02	16	127.14	10.07	5	11.05	6	2.11	2	1.21	1	25.14	157.23		
4	権左衛門	3.06	1	78.04	11	19.26	4	17.21	6	5.25	1	121.16							2.03	1	6.27	133.14	1.25	1
5	長左衛門	2.12	1	36.03	5	18.21	3	42.28	11	25.04	6	117.26							5.08	2	5.08	123.22		
6	九左衛門	5.00	1	31.09	9	8.07	6	1.23	2	11.27	7	53.06	22.00	7	10.01	5	11.23	5	1.06	1	45.00	112.17	1.05	1
7	新茂左衛門	2.10	1	21.03	5	17.06	5	28.17	6	15.00	7	81.26	18.03	5	8.21	4					26.24	111.00		
8	勘庄左衛門	4.24	1	9.07	2	50.26	9	21.14	4	8.00	3	89.17							3.25	1	3.25	98.06		
9	勘庄左衛門	1.10	1	7.09	2	30.20	10	1.17	1	13.00	4	52.16	20.24	5	8.03	4	10.17	9	0.10	1	39.24	93.20		
10	勘庄左衛門	5.06	1	27.19	6	36.05	6	6.16		8.27	4	79.07							0.14	1	5.24	90.07		
11	与左衛門	2.20	1	37.00	4	3.20	2	20.19	4	18.09	6	79.18									5.28	88.06		
12	市兵衛門	5.18	1	27.14	3	16.07	3	2.24	1	24.19	6	71.04							2.24	1	2.24	79.16		
13	八左衛門	4.20	1	32.22	4	21.13	4	8.16	1			62.21									2.19	70.00		
14	佐右衛門	2.17	1	9.12	3	13.17	4	3.08	1	3.14	2	29.21	8.03	2	13.22	4	2.08	3	1.26	1	25.29	58.17	0.10	1
15	十兵衛門	3.00	1	21.04	6	8.00	2	18.26	8			48.00										51.06		
16	長次郎右衛門	2.12		14.28		24.27		8.04				47.29							2.12		3.12	50.11		
17	次郎右衛門			7.10	2	5.15	3	6.01	2	13.04	6	32.00	5.03		1.28				1.14		9.00	41.00		
18	新右衛門			3.12	2	5.29	1	5.14	2	6.26	4	21.21	10.27	4	5.27	4	0.26	1			17.20	39.11		
19	小右衛門	1.20	1	2.08	1	12.20	4	1.29	2	9.23	4	26.25	8.25	2	0.10	1			1.06	1	10.11	38.26		
20	文右衛門	1.12	1	6.17	2	4.26	2	1.24	1	5.23	3	18.05	7.17	2	4.01	2	4.03	1			15.21	36.03		
21	半右衛門	1.18	1	11.14	3	5.10	2	6.12	4	1.27	2	25.03									2.00	28.21		
22	与久右衛門	※3.05		8.24	3	10.20	2	3.22	2			23.06									1.28	25.04		
23	延左衛門	2.21	1	4.23	1					3.18	1	8.10									5.00	21.01		
24	惣左衛門							10.15	3	6.13	1	16.28										16.28		
25	惣左衛門					10.12	2					10.12										10.12		
26	兵右衛門			4.25	1			4.16	1			9.11										9.11		
27	小次右衛門												5.07	2	1.12	1						6.19		
28	重右衛門												5.10									5.10		
29	九右衛門												4.11									4.11		
30	二右衛門																					2.28		
31	勘右衛門														1.28	1					1.28	1.28		

※は共有

(大和町史研究 10 p3)

- ・1位の勘左衛門は1町6反3畝の土地を持っています。上畑と中畑で約6反、上田と中田で5反2畝を持ち、生産性の高い農地が70%近くを占めています。
- ・2位の次右衛門は畑作中心で品質の良い耕作地を多く持っています。
- ・17位の次郎右衛門は屋敷を持たず中・下の畑3反と6畝の田を持っています。2・3男で分家し、本家に居住していることが推定されます。
- ・21位から26位の村人達は新田開発をしての新たな天地を求めているようです。
- ・27位から31位は新田を持たず、良い田をわずかに経営しています。

五人組法度が生きているのでしょうか。

⑦名主は持高二〇石以上、一般の村人は一〇石以上の田畑を持つようにし、それ以下の分家は出さないようにせよと、幕府の法令にある通り、零細な規模の分家が出さないようにする。

第7表

小 字 名	上 畑	中 畑	下 畑	下々畑	総 計	小 字 名	上 畑	中 畑	下 畑	下々畑	総 計
屋敷前	34.01		13.00		47.01	後谷	36.26	30.15			67.11
敷い	18.06				18.06	木	20.07	21.18			46.10
か	5.18	7.24			13.12	原	6.12		4.15		6.00
敷屋	148.22	26.04	23.03	3.00	200.27	こ		5.20	4.06		9.26
明	7.10	10.12			10.12	野		26.05	11.27	6.13	44.15
水は之前	42.12				7.10	は久田	26.20	50.21	47.19	6.21	105.01
砂前					10.20	堀	20.20	4.20	4.25		35.05
訪左					42.12	の		2.20	2.20		23.10
西エ					25.10	の		30.07	20.27	5.06	56.1
ね					45.03	の		20.00		10.09	10.09
敷近					85.26	の		12.06			20.00
上嶺					49.24	の		3.27	8.00		12.06
楽					105.09	の	3.24	5.29			11.27
野					9.11	の	11.16	6.04			9.23
明					0.06	の			2.17	0.03	20.10
					10.29	の			2.04		2.04
					3.02	の			4.00	13.23	17.23
					22.18	の			8.09	6.00	6.00
					6.14	の				57.27	66.06
					4.27	の				12.08	12.08
					8.06	の				2.20	2.20
					0.24	の				2.20	2.20
						の				3.29	3.29
						の				9.04	9.04
						の				6.29	6.29
						の				3.18	3.18
						の				2.12	2.12
						の				18.05	18.05

第7表は耕地の位置と面積、生産性の関係です。屋敷前、屋敷附、前畑、屋敷近所が群を抜いています。つまり、後ヶ谷村は先祖伝来の屋敷地に近い田・畑が経営のもとで、しかも上畑、中畑が集中しています。

次に集中する、砂、砂はけ、砂久保などは、前川、空堀川の付近です。後ヶ谷村の発祥地には屋敷の周辺に上田や上畑が集中し、現在の狭山4丁目周辺を前野と呼び、中畑・下畑が集中しています。野火止用水の堀端に中畑・下畑があり、東前野、杉山には下下畑が大きく開かれています。場所を確定したいものです。

表6 芋久保・蔵敷屋敷地相関表

田畑 屋敷地	1町 以上	9反～ 8反	7反～ 6反	5反	4反	3反	2反	1反	1反 未満	計
3畝以上	1	1		1		1				3
2畝	2	1	2	8	3	2	3	2	2	4
1畝	1		1	3	1	4	7	6	3	29
1畝未満				1	3	1	5	7	1	12
無屋敷						1		2	4	2
計	2	2	1	3	11	2	8	10	9	10

(各数値の左は芋久保村、右は蔵敷村である・内野家文書)

芋久保村と蔵敷村の屋敷地と田畑の所有面積関係を表した表が東大和市史に掲載されています。寛文9年(1669)の検地によるもので、次のように分析しています。

『屋敷地持百姓は、屋敷地と田畑所持反別に次のような関連があった。屋敷地を三畝歩以上持つ百姓は田畑の所持高において優位にあるが、大半が一畝歩前後の屋敷地を持ち、一反台から四反台の土地を経営するものであった。しかし、屋敷地一畝歩未満の百姓の大部分は田畑所持高が三反台以下であり、その中でも田畑の所持反別が一反

台以下のものが約半数にのぼっていたのである。かれらは、この検地ではじめて屋敷を持つことを認められたのだろう(表 6 参照)。』(東大和市史 p149)

3 耕作物

(1) どのような作物を作っていたのか

①廻り田村の作付け

表 4—47 寛保 2 年 廻り田村中畑の作付状況

	粟	稗	荏	芋	牛蒡	合計反別
	畝、歩	畝、歩	畝、歩	畝、歩		畝、歩
勘左衛門				3.12		3.12
次左衛門				8.24		8.24
金左衛門			6.00	5.27		11.27
喜兵衛	10.10		10.28			21.08
弥左衛門	5.20					5.20
弥五左衛門		7.10				7.10
七郎左衛門	10.00	10.00		5.00		25.00
庄右衛門	9.05					9.05
九右衛門		10.00				10.00
安左衛門			2.16			2.16
五右衛門	15.00			6.18		21.18
九兵衛	8.00	10.00				18.00
合計	58.05	37.10	19.14	20.27	8.24	144.20

「当秋作損亡小前帳」(小町家文書)より作成

表 4—48 寛保 2 年 廻り田村下畑の作付状況

	粟	稗	荏	蕎麦	岡穂	芋	牛蒡	合計反別
	畝、歩	畝、歩		畝、歩	畝、歩	畝、歩	畝、歩	畝、歩
兵左衛門						2.21		2.21
半右衛門		8.16				6.00		14.16
奎右衛門	19.09							19.09
庄右衛門						10.00		10.00
長兵衛	3.08				3.10			6.18
九右衛門		1.15					2.20	4.05
庄右衛門	11.27	3.27						15.24
勘左衛門	1.15	4.10						5.25
十右衛門	8.16							8.16
左平次	3.29			3.10				7.09
半兵衛	6.20							6.20
七郎左衛門						3.00		3.00
合計	55.04	18.08		3.10	3.10	21.21	2.20	104.13

4—48・4—49は「当秋作損亡小前帳」(小町家文書)より作成

東村山市市上 p660

した。それらの獲得がこの地方では早くから商品経済に巻き込まれ、逆に経営の不安定さをもたらせ

残念ながら、東大和市域の村の状況は現在のところ不明です。隣接する東村山市の廻り田村と武蔵村山市の中藤村の例を紹介します。

左図は寛保 2 年(1742)の廻り田村の中畑と下畑の作付状況です。廻り田村は田はなく、台地に畑を展開する村でした。

中畑では粟(あわ)と稗(ひえ)で作付けの 65 %下畑でも 70%を占めています。続いて芋になります。軽い野土(のつち)に適合する作物は粟と稗であったことがわかります。

陸稲が作られないのが不思議ですが、最も干害を受けやすい作物で、当時の生産力としては危険作物とされ、品種改良が進んだ江戸後期に重要視されたとされます。

この状況は下下畑でも同じで、大根、蕪、モロコシなどが栽培されています。大麦、小麦の栽培が当然あったはずですが、廻り田村では 1750 年代に記録されてきます。

農民の主食は粟・稗で芋を副食とし、やがて小麦を栽培し、うどんそばが加わったようです。

新田開発した台地の地味は痩せ、作付けには大量の肥料を必要とし

たことが考えられます。

②武蔵村山市域の村々の作付け

表Ⅳ—50 各村における作付作物の種類	
村 名	作付作物の種類
横 田 村	粟・稗・芋・もろこし・苳・大豆
中 藤 村	大麦（はだる・こうぼう）・小麦（赤ぼうず・白ぼうず・あらだじ）・蕎麦・稗（やりぼ・こじろ）・菜・大根・苳・黍（うずら・めじろ）・粟梗（ろくごう・黒うわ）・餅（まつ山・こあくび）・胡麻（白胡麻・黒胡麻）・梗（みのこぼれ・しらす）・餅（どてこし・かさもち）・芋・粟
岸 村	大麦（しらば・こう坊・六角）・小麦（阿弥陀・白むぎ）・粟（梗久蔵・餅白こぎ）・稗（やり穂・白ひゑ）・苳・芋・蕎麦・菜・大根・黍・胡麻（黒胡麻）・梗（尾張）・餅（五郎兵衛）
三ツ木村	米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・稗・黍・芋・大根

『資料編近世』50・51・52・53より作成

（武蔵村山市史上 p934）

とあり、芝草、木の葉、大麦の殻などに下肥、糠を混ぜて肥料としている様子が記されています。そして、下肥の利用について武蔵村山市史は次のように記します。

『一般に根菜類の栽培には速効性のある肥料が必要であると言われている。このため、根菜類の栽培に際しては、干鰯（ほしか）や油かすといった金肥が利用されていたのであるが、金肥のうちでも比較的安価な下肥は利用度が高かった。下肥の利用を推測させる記述として、正徳元年（一七一）の横田村の明細帳に「田畑のこやし江戸筋にて調えつけあけ用い申し候」との記述がある。そして、横田村では江戸で肥料を調達する理由として村内の秣場不足から緑肥がつかれないことをあげている。

下肥には寄生虫が多く、これを用いてつくった野菜類にも当然、寄生虫が多かった。そのため、現代のように野菜を生で食べる習慣がないとはいっても、江戸時代の人びとの多くは寄生虫に悩まされていたと言われている。しかし、速効性があり、比較的安価に手に入りやすい肥料として、下肥は重要だったのである。下肥の入手には江戸の武家屋敷あるいは町と村むらとの契約があったと推測されるが、現存の史料からはこの点については明確にしない。』（武蔵村山市史上 p936）

すでに 1711 年代から、下肥について、江戸の武家屋敷などとの契約関係があったことを示すもので、東大和市域の村々を含め、この地方が置かれていた特殊性を考えさせます。

4 年貢

（1）年貢の割り付け

江戸幕府の体制は農民の生産物を「年貢」として徴収する土地経済、米経済の上に成り立っていま

武蔵村山市域の村々の寛政 11 年代（1799）の村明細帳には左図のような作物が作付けされていたことを伝えます。この時代になると、稗・粟・芋に大麦・小麦が加わっています。

表Ⅳ—51 中藤村 岸村における肥料利用	
村 名	肥料の種類
中藤村	木の葉・芝草・下肥
岸 村	（田地）木の葉・大麦殻・芝草・下肥 （畑地）木の葉・大麦殻・芝草・下肥・糠・灰

『資料編近世』52より作成

（武蔵村山市市上 p935）

寛政 11 年（1799）岸村明細帳に、『一 肥之儀は田方ハ木之葉、大麦から、芝草等腐かし、田方仕付之前田之中江踏込、下肥ヲ入候而仕付申候、畑方之儀も木之葉、大麦殻、芝草木を腐かし、下肥、糠、灰多く相用申候、』

年貢には、田、畑（屋敷を含む）の耕地に対して課せられる本年貢・本途物成（ほんともものなり）を中心に、小物成・高掛り物・国役金などと呼ばれる諸役、雑税が多数ありました。

貞享2年(1685)の後ヶ谷村の年貢割り付けは次のようになっています。

(杉本家文書)

- 25 -

この年は干害があり、「旱損引」として、それぞれに損害額を差し引いています。その結果、田は 3 町 3 反 4 畝 12 歩に課税されることになりました。

- ・毛付は毛見＝検見(作柄を調べて年貢量を確定)を意味します。
- ・「此分け」は内訳を意味します。この年は例外であり、注意を要します。

通常、等級別に 1 反当たりの年貢額を例えば 100 文、120 文というように定めて面積(反別)に掛けますが、貞享 2 年は干害があり、田に限って、別に「立毛」という、実際に収穫された額に見合った賦課の手法が導入されています。東大和市では不明ですが、武蔵村山市の岸村の例では

通 常 上田	1 反に付き	3 斗 8 升~4 斗
元禄元年		4 斗 7 升
元禄 2 年		4 斗 8 升

と「立毛」の場合は賦課額が高めに設定されています。年貢高を増やすための手法と考えられます。後ヶ谷村の例では、上田 1 反当たり 3 斗と定められているので、岸村より収穫高が低かったことがわかります。

- ・このようにして、
田の分として、米 8 石 4 斗 7 升 4 合が年貢額と決まり、1 斗 2 升 1 合は、米の代わりに大豆を 2 斗 4 升 2 合(米の倍) 納めることになっています。
- ・畑の部分は金納で、通常通りの反別に賦課され、上~下畑までそれぞれに 1 反当たりの年貢率が定められ、総額 9 貫 970 文とされています。「永」は永楽銭の略です。

◎注目すべきは下下畑で 5 反 6 畝 26 歩が「不作」として賦課されないことに決まっています。新田開発の部分と想定されます。

◎事例では、年貢の賦課方式として、毎年作柄を調査して年貢額を算定する「検見制(けみせい)」を紹介しましたが、やがて、1700 年代から一定期間作柄にとらわれず、決まった年貢額とする「定免制(じょうめんせい)」に変わりました。

②雑年貢

年貢には本年貢・本途物成の他、

- ・小物成(山野の利用に対する税)
- ・口米(年貢を納めるとき生ずる欠損を補うために付加、米 1 俵につき 1 升)
- ・口永(代官所の経費・銭 100 文につき永 3 文)
- ・六尺給米(幕府雑人夫の給米に対する経費 100 石につき米 2 斗)
- ・御伝馬宿入用(街道の本陣 宿方などの経費 100 石につき米 6 升)
- ・御蔵前入用(浅草の幕府蔵所の維持費 100 石につき永 250 文)

などがあります。

延宝 7 年(1679)宅部清水両所の年貢納表が残されていますが、この段階では、次ページの通り、綿やそば油菜、ぬかなどが納められています。その状況は、綿 50 匁、そば 1 升などで、当時の農民の納める姿が思いやられます。これらは、おおむね寛保 3 年(1743)頃には、六尺給米、御伝馬宿入用、御蔵前入用に代わったとされます。

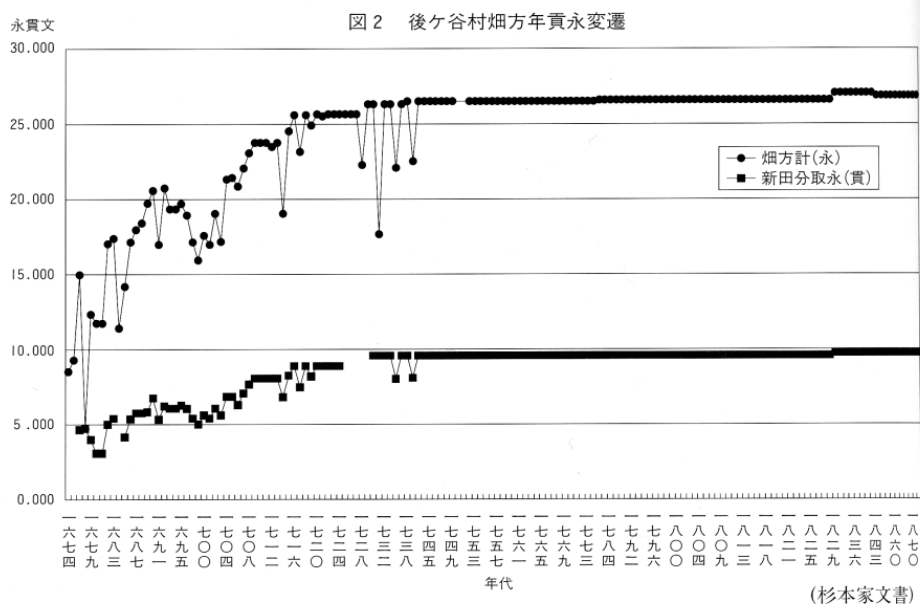
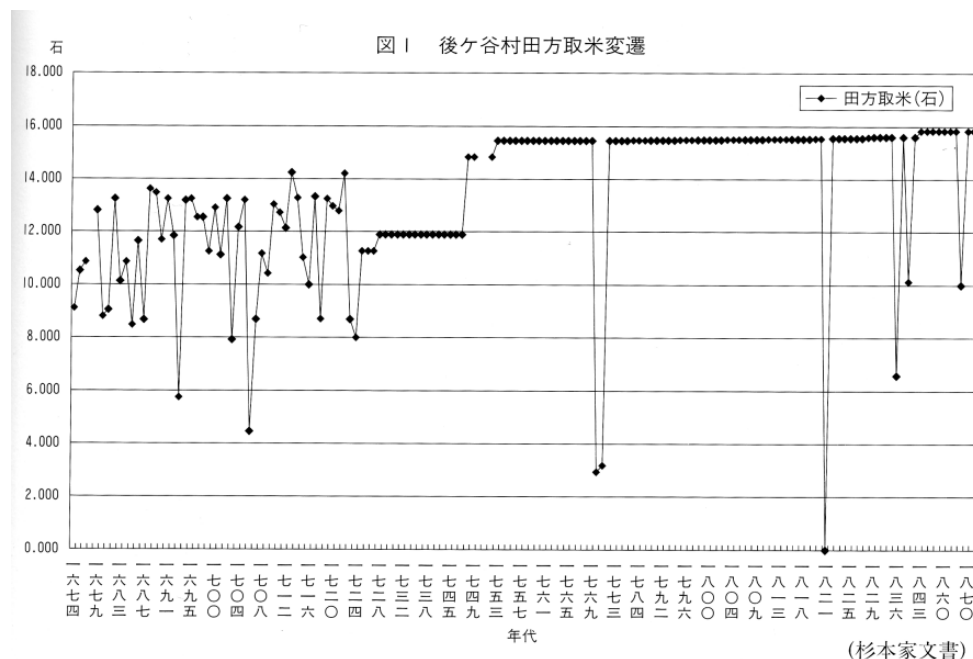
第6表 延宝7年末、7月 宅部清水兩所御年貢納表

納期 品目		7月10日	6月23日	7月16日	8月16日	9月16日	(10月16日)	10月16日	24日	12月27日			
人名	品目	金	大 麦	小 麦	大 豆	小 豆	(中)わた	そば	油 荳	畑 方	米 方	ぬ か	
九 右 衛 門	門	1分	2升5合	1升0合	1斗0升	1升0合	60処	1升0合	斗8升0合	940文	3俵7升6合	1俵	
市 左 衛 門	門	2.	3.0	1.5	1.6.0合	1.0	70.	1.0	1.3.0	1分559	5,1斗.4.7	2.	
惣 左 衛 門	門	1.(500文)	2.5(1升)	(1.5)	.8.5		70.	1.0	.8.5	1.400	2,0.9.5	1.	()内は清二郎納
德 左 衛 門	門	1.	2.5	1.0	.9.5	1.0	50.	1.0	.7.5	870	2,0.4.3	0.5	
市 郎 兵 衛 門	門	1.	2.5	1.0	.7.0	1.0	50.	1.0	.7.0	1.46	2,2.6.3	0.5	
茂 右 衛 門	門	1.	3.0	1.5	1.1.0	1.0	50.	1.0	.9.5	1.918	2,4.3		
権 右 衛 門	門	1.	1.5		.4.5	1.0	47.	1.0	.4.0	881	1,6.2		
長 左 衛 門	門	1.	2.0	1.0	.5.5		50.		.4.5	842	3,2.0		
仁 兵 衛 門	門	1.	2.5	1.5	1.0.0	1.0	50.	1.0	.9.0	927	3,0.0.2	1.	
四 郎 兵 衛 門	門	1.	2.0	1.0	.9.0	1.0	50.	1.0	.7.0	570	1,1.4.9	1.	
久 右 衛 門	門	1.	2.5	1.5	.9.5	1.0	50.	1.0	.8.5	1.265	1,3.3.7	0.5	
成 兵 衛 門	門	1.	1.5	1.0	.7.0	1.0	20.	1.0	.5.0	1.725	1,3.4.7	0.5	
七 兵 衛 門	門	1.	2.5	1.0	.8.0	1.0	63.	1.0	.7.5	735	4,0.5.5	1.	
善 兵 衛 門	門	1.	2.0	1.0	.8.0	1.0	50.	1.0	.8.0				
勘 右 衛 門	門	500文	1.0	0.5	.4.0	0.5	15.	0.5	.4.0	550			
德 右 衛 門	門	500文	1.5	0.5	.4.0	0.5	15.	0.5	.4.0	550			
九 郎 兵 衛 門	門	1.	3.0	2.0	1.5.0	2.0	70.	2.0	1.2.0	1.984	2,5.0.0	0.5	
左 京 院	院	1.	3.0	1.5	1.1.0	1.0	50.	1.0	1.1.0	1.964	1,3.3.1	0.5	
金 剛 院	院	2.	4.5	1.5	1.8.0	2.0	110.	2.0	1.6.5	1.517	7,3.5.5	2.	
忠 左 衛 門	門	1.	3.0	1.5	1.0.0	1.0	50.	1.0	1.0.0	2.038	2,0.5.0	0.5	(之ノ邊ノ、 勘ノ文四郎先祖)
忠 兵 衛 門	門	1.	2.0	1.0	.8.0		40.		.7.0	1.100	1,3.4.0		
權 兵 衛 門	門	1.	1.0	0.5	.8.0	1.0	25.	0.5	.4.5	1.032	3,17.6.5	1.	
伝 右 三 衛 門	門	500文	1.0	0.5	.7.0	0.5	20.	0.5	.5.0	410	4,0.8.2	1.	
庄 右 衛 門	門	500文	1.5	1.0	.9.0	1.0	30.	1.0	.4.0	1.074	3,3.1.7	1.	
七 右 衛 門	門	500文	1.0	1.0	.5.0	1.0	25.		.3.0	527	1,3.4.7	1.	
八 郎 右 衛 門	門	2.	5.0	2.0	2.6.0		80.	2.0	1.9.0	2.058	12,0.6.5	4.	267 文荒御前島 方ノ右衛門納
市 郎 右 衛 門	門	1.	2.5	2.5	1.7.0	1.0	50.		.8.5	1.282	2,2.7.5.5	2.	
孫 左 衛 門	門	248文	1.0	0.5	.4.0		25.	0.5	.3.0	301	3,2.5.7		
与 兵 衛 門	門	1.	1.0	1.0	1.1.5 (外 4升5合未進)		80.		.3.0	636	7,3.8.5.5	2.	
甚 次 右 衛 門	門	1.	2.5	1.0	1.3.2.5(寸)	1.0	62.5	1.0	.7.2.5	740	3,0.6.0.5	1.75	
平 左 衛 門	門	1.	2.5	1.0	1.4.0	1.0	65.	1.0	.9.0	580	4,3.3.3.5	2.	
三 右 衛 門	門	500文	2.0	1.0	1.5.0	0.5	50.	1.5	1.0.0	1.052	6,3.3	2.5	
平 右 衛 門	門	500文	2.0	1.25	1.2.2.5	0.5	62.5	0.5	8.2.5	1.265	5,0.0.4	1.	
三 右 衛 門	門	1.	2.5	1.0	1.7.0	1.0	100.	1.0	1.1.0	1.001	5,0.1.6	2.	
長 学 院	院	500文	1.5		.7.5	0.5	50.	0.5	.5.5	703	3,2.6.9	0.5	
(別筆) 三 光 院	院	1.	1.5		.7.0		30.		.6.0	915	1,2.1.5		
										467	2,0.8.9		

(北原進 作製)

(2) 年貢の変遷

江戸時代を通じての年貢の変遷を長期にわたって見ると次の表の通りです。田の場合、1724 年までは上下が激しく動いていますが、それ以後は高値で推移します。年貢の徴収方法が「検見制」から「定免制」に変わった結果を見事に表しています。後ヶ谷村では享保 10 年（1725）に「定免制」に変わりました。



(東大和市史 p162)

享保の改革の評価は別にして、年貢の面ではしっかりと高止まりしたことが表れています。田方において 1769 年、1821 年などに急激に下がっていますが、旱損があったための臨時措置です。しかし、この時、畑方では一向に考慮されず、田の比較的多い後ヶ谷村以外の村人達にとっては厳しかったことが想定されます。

Ⅲ お犬騒動の余波

1 五代将軍綱吉の生類憐み令

江戸時代には様々なことが起こりますが、その代表的な一つに「生類憐みの令」「生類憐憫令」があります。この講座でも紹介した「五人組法度」の中で、村人達は「幕府が遂行している生類憐みの令の趣旨をたえず守り、無駄な殺生はしない。」との約束をしています。一見、生き物を大事にする雰囲気を読み取れますが、行き過ぎると、とんだ悲劇を村人達にもたらせました。

(1)「生類憐みの令」

延宝8年(1680)8月、五代将軍に綱吉が就任します。武蔵野開発に力を入れた三代将軍家光の四男です。館林藩主であったとき将軍に迎えられました。就任すると、放漫になりかけていた幕府改革に着手し、勘定吟味役(会計監査)を設置するなど、有能な小身旗本の登用を図り新たな空気を喚起します。また、越後騒動(越後国高田藩の継承問題)に決着を付け、各藩に規律を求めます。学問の中心地として湯島大聖堂を建立するなど「文治政治」を進めます。皇室領を1万石から3万石に増額するなどの措置を講じています。

東大和の村々にとって喜ばしかったことは、鷹場廃止の空気が出てきたことでした。それまで、鷹場指定により、猛烈な規制がかけられて、幕府と領主と尾張家(鷹場)などの二重支配に悩まされていたものが、天和2年(1682)、鷹方の縮小がされて、その廃止の空気が出てきたことでした。また、この年、「忠孝奨励の高札」(忠孝札)を立てて、孝子を表彰する制度が設置され、行き倒れや捨て子の救済、馬えの過剰積載の禁止などが行われました。

それが、綱吉の嗣子「徳松」を亡(天和3年・1683)くしてから、子に恵まれなかった事もあるのか、事情が変わってきました。

貞享2年7月(1685)、犬猫の緊縛を禁止、将軍御成りの道筋に犬猫が出歩いてもお構いなしの定め、同年9月には、馬の筋をのばすことの禁止、11月には、将軍の台所での鳥獣魚介類の調理禁止などの命令が出されています。

①馬を捨てた農民を流罪、「犬」紋の羽織番人

さらに、事態は進み、貞享4年(1687)には、病にかかった馬を捨てた農民を流罪に処するなどのことが起きます。綱吉が犬を大事にし、殺傷を禁じたため、江戸市中に犬があふれ、元禄5年(1692)に、野犬を收容する犬小屋を喜多見村(世田谷区)につくることまでに発展しました。喜多見小屋を管理した帳面に、「村預り御犬」「御犬預りの百姓」の言葉があるので、この時から犬の一部を村か村人へ預けることが始まっているようです。

これらのことから、「綱吉の生母桂昌院(けいしょういん)と僧隆光が、後継者に恵まれないのは前生の報いとし、綱吉は自分の戌年(いぬどし)生まれを理由に、犬を愛護することによって、前世の罪科を減し、また、世継ぎを得ようとした」との「犬公方伝承」が生まれたようです。さらに、綱吉の寵臣であった柳澤吉保、牧野成貞が、戌年の生まれであったこともあって、「三頭狗」の言葉が残されました。

綱吉体制に迎合する気配は一気に進み、大名は飼い犬を輿に乗せて往来し、農民はその都度平伏する羽目になりました。犬が喧嘩して怪我をすれば、町内に養生・治療を義務づけました。町内してみれば、後の責めと費用が大変です。そのため、喧嘩の犬は水を引っかけて引き分けるように、「犬分け水」を四つ角におき、「犬」の紋の羽織を着た番人を付けるようにさえなりました。

元禄8年(1695)、下古寺村(しもふるてらむら・埼玉県小川町)で、飼い犬の死んだことを幕府代官に報告しています。このような義務づけがなされたものと考えられています。

②馬の毛色の書き上げ、売買の届け出で

元禄9年(1696)、幕府は飼い馬の毛色、性別などを村毎に書き上げさせました。隣の中藤村にその記録が残されていて、一匹ずつ「栗毛馬、年八歳 丈四尺一寸」など、90匹を書き出し、最後に「向後、馬売買仕り候はば、毛色・丈・疵の有無など委細相改め証文取引つかまつりべく候、死馬ごぞ候か替え売り申しそうらはば、名主に申達し、・・・」と約束しています

この制度を一括して、生類憐憫令と呼んでいます。

(2) 鷹場の廃止

江戸市中が大騒ぎの中、元禄6年(1693)、「鷹場」が廃止されました。50年間にもわたる桎梏から解き放されて、東大和市域の村人達は大喜びしたはずですが、生類憐憫令様々であったかもしれません。野と林の混在する武蔵野は、野鳥やウサギなどの小動物の棲み分ける格好の鷹場でした。家康自体が鷹狩りが好きであったことと政治的な意味も含め、早くから、徳川家の鷹狩りの場となっていました。御三家重視からか、寛永18年(1641)狭山丘陵の村々は、尾張徳川家の「御鷹場」に指定されました。多摩・入間・新座の3郡186ヶ村がその区域です。

これらの村々は幕府の直轄地か家康の家臣の領地でしたから、代官か地頭による支配を受けていました。この上に、鷹場の指定を受けることによって、鷹場の管理と鷹狩りに関しては尾張徳川家の支配を受けるという、二重の支配に属することになりました。それは徹底し、案山子を立てるのにも許可が必要でした。

日常の管理や鷹狩りの時の接待など経済的にも負担があり、人足にもかりだされたし、何よりも、苦しめられたのは鳥獣の繁殖のため、区域内の狩りの厳禁です。そのため、イノシシなどが繁殖して、畑を荒らされるなど被害も多かったようです。落とし穴や竹槍を使うのにも許可が必要で、そのための願い文書が頻繁に出されています。この「鷹場」が、生類憐憫令で禁止になったのですから、村人達は大喜びのはずです。しかし、思わぬ出来事に引き込まれます。

2 中野の犬小屋

(1) 四谷・大久保、中野の「御犬小屋」普請

①江戸市中の犬の増加と収容

元禄7年(1694)になると、主のない犬がどんどん増え、野良犬となるものが増えました。

そして、ついに元禄8年(1695)、公設の「御囲＝御犬小屋」が四谷・大久保に作られ、あっという間に不足して、引き続いて中野に作られました。建設費は諸大名に賦課されました。中野の「御囲＝御犬小屋」は東京百年史によれば

『・・・16万坪の地に25坪ずつの犬小屋が290棟、7坪半ずつの日除場が295棟、餌飼所141棟半、子御犬養育所459ヶ所その他で、銀2314貫余と米5、500余石の工費をついやした。

市中の各地から大八車で運び込まれた犬は、元禄8年(1695)10月現在42、108匹に達していた。犬は1匹1日に白米3合、味噌50匁、干いわし1合が与えられ、多いときには82、000匹にも及んだから、1日の費用は銀16貫余、1年に金98、000両を必要とした。・・・

同年、四谷大木戸の外につくられた犬小屋には、市中の狂暴犬を収容した。そのほか武州喜多見村にも犬小屋をつくり、中野村の農民には1年金2分の養育料を与えて飼育させ、その費用は寛永3年(1706)より同5年まで35、000余両となった。これらの費用をだすため、江戸の町々には小間1間に金3分あてわりあてたほか、1町ごとに黒米5斗6升ずつ取り立てたという。・・・』(東京百年史 1 p 715)

とされます。稗、粟を常食とし、飢餓を心配する村人より、中野の犬の方が遙かに優遇されていたかも知れません。

中野の「御犬小屋」は現在の中野2丁目～4丁目にありました。東京百年史掲載の元禄15年(1702)の絵図によれば、JR中央線中野駅を挟んで南北に5つの囲いがあったことがわかります。この時には総坪数は25万坪で、北側には「御犬埋場」(6、480坪)があることが記入されています。(東京百年史 1 p 716)

それでも、犬は溢れたらしく、宝永4年(1707)、『伝通院門前町の者共申し上げ候』として、「御犬様ことのほか多く・・・不断かみ合い、昼夜ともにほえかかり候」「自然怪我もあつてはいかがと考え、御慈悲にて御移し下されたく・・・」と上野の住民の悲鳴が聞こえます。

②多摩の村人の物資供給

中野犬小屋の建設用材は主に武蔵と相模から集められました。現在、知られる情報は以下の通りです。

- ・現清瀬市の上清戸村では、「御犬小屋」の周囲を囲む矢来のため、植竹6、110本を抛出、代金として9両3分と銀3匁5分が幕府より支払われた。(清瀬市史 p 338)
- ・中藤村御林の立木が伐採(元禄12年・1699)
- ・中藤村からは大豆、藁、菰(こも)を上納、元禄13年(1700)には永176文8分を受領
- ・下保谷村で、宝永3年(1706)、藁、菰を納入、37文5分
- ・世田谷、川越、青梅、八王子からも『昼夜の境なく竹木を付込事、蠅の如く、蟻の如し』の有様だったと伝えられる。(田中丘隅 民間省要 所沢市史研究第3号 p 138)

◎中藤村の乙幡家には木製鑑札(中野犬小屋)が残されています。武蔵村山市史は、「普請用の材木か、大豆、菰、藁などを納入したときに使用したのかもしれない」としています。

3 犬の養育契約

(1) 犬の養育

中野、その他の犬小屋は収容能力を超え、元禄 12 年(1699)頃から、収容しきれなくなった犬を江戸周辺の村々に預ける方策がとられました。養育金を支給することによって、疲弊にあえぐ村々からは賛意が表されたことも考えられます。養育金が 1 匹に付き 2 分～3 分支払われていますが、武蔵村山市史は「奉公人の一年の給金に等しかったという。」(上 p751)としています。現在のところ、犬を預かって養育した村は次の通りです。

中野村

元禄 12 年(1699)頃から開始し、宝永 6 年(1709)には 186 匹を 152 名の村人が預かる。養育金は 1 匹、年間 2 分。

上野毛村(世田谷区)

養育金は 1 匹、年間 2 分。

北野村(所沢市)

宝永元年(1704)、30 名で 93 匹

宝永 5 年(1708)、162 名で 651 匹

下保谷村

宝永 2 年(1705)、預け数不明。

中藤村

元禄 13 年(1700)、31 人、犬の数は不明 養育金は年 3 分。

芋久保村

年、預数などは不明、養育金の返済をしている。

(2) 犬の養育と村人

指上申証文之事
一御犬御預被下置候様ニ奉願、御預被遊養育金被下候ニ付、村中之潤ニ罷成難有仕合ニ奉存候、御犬ニ付何ニ而も百姓之障リニ罷成候儀少も無御座候事
一病犬有之候ハ、大切ニ仕置、早速申上御指図次第ニ可仕候事
一御犬友せり合仕候ハ、早速わけ可申候、わかり兼申候ハ、以水わけ随分大切ニ可仕候、せり合ニわけが仕候ハ、随分養育仕早速可申上候事

32

(元禄年間)

中藤村御犬預りにつき養育方請書

中野の犬小屋から溢れた犬を江戸周辺の村人達が養育することになりました。犬の養育は幕府の命令なのか、村人の希望なのか大きな問題があります。

中藤村に、御犬預かりにつき養育方請書が残されていて、犬の預かりの概要と性格を知ることが出来ます。

請書の冒頭は次の文言で始まります。

『御犬を御預かり下し置きかれ候ように願い奉ります、御預けあそばされ、養育金を下され候につき、村中の潤にまかり成り、有り難く幸せに奉り存じ候・・・』

まさに、犬の預かりは村人からの願い出になっています。しかも、村中の潤いになるとして、経済的効果に触れて目的にしています。江戸時代の文書は、命令に対してもこのような形式をとる場合がありますが、犬の養育の場合、幕府からの命令による請書と割り切って良いのか疑問が残ります。さらに、武蔵村山市史

(p754)が全文を現代語訳にしていますので、引用して紹介します。

- ①犬を預かるように願い、預けられて養育金を支給されたので、村中の潤いになるので感謝している。犬を預かったからといって、百姓としての義務は怠らない。
- ②犬が病気になったら大切に扱い、早速注進して指示を仰ぐ。
- ③犬同士が喧嘩を始めたら、けがをしないように引き分ける。喧嘩でけがをしたら早速注進する。
- ④通りがかりのものが犬をかまったら、中野の犬小屋から預かったことを知らせ、やめさせる。不届きな行為をしたものは拘留して注進する。
- ⑤預かった犬に対し、周囲の村むらをはじめ、村内で預からなかった人びとにも法令の趣旨を徹底させ、粗末に扱うことがないように注意する。
- ⑥狼に犬が食われないよう村中で申し合わせて用心する。狼が出たら声や音を立てて追い払い、万一犬がけがをしたらただちに飛脚を仕立てて注進する。
- ⑦犬が死亡したら、毛色・預かり主・死亡時刻などをただちに注進する。
- ⑧犬が行方不明になったら、村内をはじめ川・土手・井戸などまで搜索し、一〇日過ぎても見つからないときは、毛色・預かり主などを書き上げて注進する。その後も発見に努力し、別の犬を預けられた後に発見されたら、養育金の受取りで紛争が起らないように注意する。
- ⑨養育金は銘々へ厳密に渡し、中野犬小屋の役人へ賄賂めいたものを贈ったり、出張の役人を接待することはしない。
- ⑩中野の役人が突然出張してきたら、犬の帳面を提出して取調べを受ける。
- ⑪養育金の受取りは、名主村役人のほか平百姓一名が印鑑を持参して出頭する。
- ⑫養育金を受け取ったらただちに村に帰り、養育金を分配する。
- ⑬犬の養育ができなくなったものはただちに役所に注進する。
- ⑭犬が生まれたら大切に育て、ただちに注進する。
- ⑮預かった以外の犬でも、生類憐みの令に沿って大切に扱う。
- ⑯犬小屋から預かった犬を、ひそかに他人へ預けてはならない。

以上から、⑤で村の中に、犬を預かる村人と預からない村人が居たことがわかります。⑧行方不明になった場合、代わりの犬を預かることがありました。⑪養育金は名主などの村役が、代表で江戸まで受取に行って、預かり主に分配しています。

北野村の預かり状況

第 4-31 表 北野村「御犬」預かりの内訳（宝永 5 年）

預かり数	三郎兵衛組	庄左衛門組	七右衛門組	合 計
	人 匹	人 匹	人 匹	人 匹
1 匹			4 (4)	4 (4)
2	5 (10)	6 (12)	2 (4)	13 (26)
3	4 (12)	1 (3)	5 (15)	10 (30)
4	37 (148)	24 (96)	30 (120)	91 (364)
5	28 (140)	9 (45)		37 (185)
6	1 (6)	3 (18)	3 (18)	7 (42)
計	75 (316)	43 (174)	44 (161)	162 (651)

所沢市史上 p615

犬の実際の預かり状況は北野村に宝永 5 年(1708)8 月の「御犬預高人別帳」があり推測できます。

左表の通り、三郎兵衛、正左衛門、七右衛門の三人が「御犬御用」役を中野会所から命じられています。

預かり数は 1 匹から 6 匹まであり、4 匹から 5 匹が多く占めています。村人 162 人で 651 匹を養育しています。所沢地域では勝楽寺村でも 698 匹が養育されたと記録されています。

所沢市史は当時のこの地方の生類憐憫令の実話として、次の話を記しています。

『・・・、宝永三年四月、北野村の弥左衛門は買い求めた「やせ馬」のことで、地頭花井氏より詮議を受け、飼料にも念を入れ肥えて力がつくまでは使役せず大切に養育し、もしこれに背いたならばいかなる処罰も受ける旨の証文を差し出している。前月、弥左衛門は買ったばかりの「やせ馬」に、地頭所へ運ぶ真木六把を付け、村と地頭屋敷の間を往復しているが、これを見答められたのであろう。弥左衛門は、その後も馬に変わった様子はない旨の証文を差し出しているが、それで済まずに、さらに前述の証文提出となったのであろう。ここにも、生類憐れみ政策の影響が現れている。』

（３）養育金をめぐる紛争

35
元禄十五年四月
中藤村御犬養育金請取につき預り
主口上書

口上書之覚

一此たひ御よういく金請取申候ニ付、金子請取不申候と申中野御くわい所ニ罷出申候ニ付、我等共名主方へ召よせられ午ノ年分兩三度ニ、老疋ニ付金子三分ト三匁七分五りんツ、請取申所まされ無之候、去年十一月より当四月迄之番ん錢として老疋ニ付貳百ツ、あいさつニ而出シ申候、此外ニハ老錢も出シ不申候、為其口上書指上ケ申所如此ニ御座候、以上
元禄十五年
午ノ四月十三日

庄左衛門印
利右衛門印
伊兵衛印
庄右衛門印

七兵衛印
六兵衛印
権左衛門印
権三郎印

36
元禄十五年五月
中藤村御犬養育金請取出入につき
御犬預り願

乍恐口上書以申上候

中藤村御預ケ御犬之金子出入御座候ト百姓申上候ニ付、御預り之御犬御召上可被遊之旨御会状被下候ニ付、惣百姓ニ申渡し候へハ、拙者方江出入無之と申候、百姓共御そしやうニ罷出候、右之通御じびニ御預ケ被遊被下候ハ、難有奉存候
元禄十五年
午ノ五月日

中野
御奉行様

中藤村
名主 市郎右衛門印

武蔵村山市史 資料編 近世 p33

犬を預かり養育金を受け取ることは、村人にとって現金収入を得る貴重な手段であったようです。中藤村では「犬名主」と「犬年寄」（４名）を置いていました。それほどまでに、養育金が魅力だったことも想定されます。そして、中藤村で、犬の養育金をめぐって争いが起きています。

左の文書は元禄 15 年(1702)4 月に村人が名主宛に出した文書です。村人側が名主から養育金を受け取っていないとの訴えを中野会所に出して、紛争が起こり、名主がその解決を図ろうとした結果と推察されます。画像には 8 名の記名がありますが、村人 50 人が連署して名主に差し出したものです。

35 の内容から見ると『中野会所に養育金を受け取っていないと罷り出て訴えたが、名主方に召し寄せられ、一匹に対して金三分と銀三匁七分五厘を受け取ったことは紛れもない。番錢として一匹につき錢二百文づつを挨拶として出した』というものです。名主宛に出していますから村民は一応、これで納得したものと考えられます。

しかし、事件は思わぬ方向に進みます。文書 36 で、中野会所は中藤村に金子出入りがあると百姓が訴えたので、犬を引き上げると通知してきたらしく、それに対して左の文書の通り、名主から中野会所宛てに「御慈悲によって預けてくれるよう」嘆願書を出しています。

結果はどのように推移したか文書は残されていませんが、研究者によってはこれを契機に、犬は引き上げられ、北野村に預け替えされた考えられています。

4 契約解除による養育金の返還騒動

(1) 踏んだり蹴ったり

江戸時代の幕府と村人の関係の特徴をよく表す騒動が起きました。宝永6年(1709)1月10日、犬公方と称された将軍綱吉がなくなりました。後を継いだ6代将軍家宣は早くも1月20日、生類憐れみ政策を転換しました。犬の養育も解除されました。加えて、4月、犬を預かっていた村々に「御犬御用金」＝養育金を返還するようにとの命令が来しました。

この騒動については北野村に資料がよく残されています。先に紹介したとおり、前年に、村人162名が中野犬小屋の犬651匹を預かっていた。そこへ、預かった犬一匹あたり銀20匁ずつを返納せよとの通知です。

まず、600匹を超す犬の処分が問題になったでしょうし、さらに、養育料は使い果たしていたでしょうから、金策が息の根を止めるくらい重荷になったはず。犬をどのように処分したのかはわかりません。返納については当時のことですから、相当の反対意見が出たでしょうが、否が応もなく、4月17日に、「公儀御法度」の遵守を誓って、「急度御返納つかまつるべく候」(近藤家文書 所沢市史近世資料1 p253)として返納の証文を入れています。

村はすぐ返納できませんでした。北野村に残された文書を追うと、宝永6年(1709)から、年賦で、時には5両、時には1両と返還し、涙も出そうな例として、宝永8年には2分を返しています。この時点では返納金53両2分余の内、残金が25両3分ありました。返済は元文年間(1730年代)まで続いたとされます。(所沢市史研究第3号、大館右喜氏 生類憐愍政策の展開 p144)

さらに悲劇は、山口領の村々では、下北野村、町谷村、上勝楽寺村、下勝楽寺村、上藤沢村の農民5人が「御犬御用」の世話役をつとめるように中野会所から命令されていたようです。そして、村方で協議して、諸賄金として1匹あたり2匁4分ずつを預かっていた。ここにも返納の命令が来しました。5人は金子(きんす)が調べられないので1匹につき8分の返済をするとの証文を村あてに提出しました。(宝永6=1709年6月22日 近藤家文書 所沢市史近世資料1 p253)

しかし、返済にはほとんど苦勞したらしく、宝永8年(1711)6月になって、上勝楽寺村、下勝楽寺村、上藤沢村の3人は「身上半つぶれ」になって返済を済ませましたが、下北野村、町谷村の2人は金策ができなかったようです。このため、上勝楽寺村、下勝楽寺村、上藤沢村の3人が、残金については、下北野村、町谷村の2人が返納するように取り計らってほしいと奉行所に願い出ています。(勝楽寺村 池田家文書 所沢市史近世資料1 p480)

町谷村の次兵衛は病気で死亡し、下北野村の三郎兵衛はどうしても返済できないため、正徳5年(1715)10月村から追放されて、「村中はいうまでもなく近郷5里四方で見かけた場合は打ち殺してもよい」との追放証文が名主、組頭、惣百姓の連署で出されました。その時、返納すべき残金は金96両、銀5匁ありました。三郎兵衛の持っていた田畑は地頭所に取り上げられ、享保4年(1718)5月北野村へ譲り渡されて、返納金の一部に当てられました。不足分は犬を預かった農民から取り立てたようです。(以上は北野村 北田家文書 所沢市史近世資料1 p214)

(2) 芋久保村では、寛保2年(1742)に、まだ、返納督促を受けていた

其村々書面之者」中野村犬養育返納金、去酉年分今以不相納不届至極ニ候、来廿日迄持参上納可致候、尤当戊年分も一所ニ可相納候、若於不納は御料は御代官私領は地頭江相違呼出急度申付候間、其旨名主方より可申渡候、此廻状名之下ニ為致印形早々相廻、留り村より我等役所江可相返候、以上 戊六月九日 柴村 藤右衛門 同十八日受候、芋久保遺申候		49 (「七四」) (寛保二年) 六月 御犬養育返納金遅滞につき催促之旨廻状
三ヶ嶋村	権右衛門印	
入村	七郎右衛門印	
表	六郎左衛門印	
堀口村	左左衛門印	
上藤沢村	為五郎	
坂衛村	七郎兵衛	
上芋久保村	八郎兵衛印	
上正樂寺	伝左衛門	
下正勝寺	吉兵衛印	
上堀之内	伊兵衛印	
下桃谷村	金左衛門印	
下堀之内	八郎右衛門印	
久保村	次右衛門印	
下中藤村	徳右衛門	
下芋久保村	半兵衛印	
菩提木村	藤右衛門	
	伊右衛門	
	利兵衛	
(中央 乙幡泉家(〇八〇))	右村々 名主	

武蔵村山市史 資料編近世 p65

東大和市域の村々が中野犬小屋の犬の養育に関わっていた資料はまだ、知られていません。武蔵村山市の乙幡家に上記の文書が保存されており、初見です。

『中野村犬養育返納金 去る酉年分(寛保元年 1741)今もって相納まらず不届き至極に候・・・もし不納の場合は代官、地頭へきと呼び出す・・・』と強い口調で催促をしています。この文書の存在により、芋久保村でも犬の養育をしていたことがわかります。また、養育が中止になった、宝永6年(1709)から33年後であるにも関わらず、未だに返納の催促です。さらにこの辛苦は継続したと思われる。これが実態でした。

なお、東大和市には、場所の確定が出来ませんが、犬の捨て場があったとの話も残されています。

IV 飢饉に藁の餅

江戸時代を通じて、村人にとって絶えず負い続けた危惧は、天候不順による農作物の凶作から起こる飢饉の恐れでした。

よく、江戸四大飢饉、三大飢饉と呼ばれますが、寛永、享保、天明、天保時代に起こった飢饉を指します。東大和市域の村々では、明和、安永、天明、天保に大きな飢饉が発生しています。いずれも痩せた地味に加わった天候不順によるものです。

1 長引く天候不順と飢饉

(1) 天候と飢饉

江戸時代の天候と飢饉の関係は、現在の常識では考えられないほど密接で厳しいものでありました。その状況を明和から天明にかけて年表式にまとめてみます。

年	出 来 事
明和 3 年(1766)	・ 7 月 19 日と 28 日、多摩地域一帯は大風雨にみまわれた。中藤村源蔵組では粟・稗ともに全滅してしまったため、領主の沼間大膳に、夫食（ふじき）に困難している旨届け出た。（武蔵村山市史上 p1096）
明和 4 年(1767)	・ 2 月、中藤村三組の百姓たちが前年の不作を補うための夫食代金を、中藤村萩尾の文右衛門から借金した。（武蔵村山市史上 p1096）
明和 7 年(1770)	・ 4 月、幕府、一揆徒党禁令を布告 ・ 6 月 2 日から閏 6 月を経て 7 月 24 日まで、83 日間一滴の雨も降らず、江戸近郊の稲についた虫が江戸の町中にとぶ騒ぎとなった。 ・ 麦、稗まで値が上がり、野菜物は魚より値がはる状況になった。（東京百年史 1 p 880） ・ 旱魃、しかもこの年は大干魃で、種芋 1 斗を植え付け収穫は 1 斗ざるに一ぱいしかなく、秋作の粟・稗も不作であった。翌年には飢饉となる。 ・ 田方は用水のあるところは作柄がよく、天水の場では収穫が皆無 ・ 9 月 1 日、幕府、米価高騰により粥食を奨励。 ・ 10 月、箱根ヶ崎から後ヶ谷村までの村々が、代官伊奈半左衛門に夫食貸与方の願い書を提出（東大和市史 p185）、翌年認められる。
明和 8 年(1771)	・ 1 月、武蔵村山市全域と東大和市の西部にあたる、岸村・三ツ木村・横田村・中藤村・芋久保村・宅部村の六か村では、伊奈半左衛門の代官所に対して、吟味を受けた 319 軒 1166 名への夫食拝借を願い出た。（乙幡泉家文書七八九）武蔵村山市域一帯にあっても旱魃の被害は大きかった。（武蔵村山市史上 p 1097） ・ 2 月、夫食金の拝借が行われた。伊奈半左衛門代官所の後ヶ谷村では総戸数 45 軒中 38 軒が「飢人」と認定され、4 両 2 分と永 1 8 1 文が拝借された。（東大和市史 p186）

	・廻り田村では神社境内の社木を売却して 1 戸あたりに割って鏝（びた）354 文ずつを貸し与えた。（東村山市史上 p800）
安永 2 年(1773)	・ 4 月 23 日、突然の雹で麦作に大被害。狭山丘陵周辺では、穂孕（ほばら）みのすすんだ茎が打ち折られて畑で腐敗し、あと片付けもままならぬ程であった。 - また、秋作は旱害となり年貢上納物に欠乏困苦したと富田知行所へ減免を要求した(小町家文書)。しかし三割以下の収穫減は幕法で減免としないとの理由で知行所は却下した。（東村山市史上 p800）
安永 6 年(1777)	・ 4 月 23 日、大雹、大麦、小麦とも全滅
安永 9 年(1780)	・ 4 月、大豆不作につき石代納願 蔵敷村名主内野左衛門 奈良橋村岸勘兵衛 高木村尾崎伝右衛門 後ヶ谷村杉本勘左衛門 清水村五十嵐清左衛門 廻り田村江藤太郎右衛門（東村山市史資料編近世 2p243）
天明 2 年(1782)	・ 4 月、大地震 ・ 7 月 25 日、幕府、地震が続き米価が高騰したため、粥食を奨励。
天明 3 年(1783)	・ 春になっても寒く、春作は不作で、穀物の価格が高騰した。 - 多摩地域では、2 年連続で雨の多い冷夏となり、秋作が心配された。 ・ 7 月 6 ～ 8 日、浅間山が噴火(浅間焼け) 降灰は田畑の栽培作物を枯死させた。 ・ 10 月、夫食の足しにするように、伊奈半左衛門から「藁餅仕法」が出された。 ・ 12 月、武蔵村山 4 か村、箱根ヶ崎村、芋久保村、宅部村が伊奈半左衛門代官所に夫食の拝借願いを出す。年末には、米が 100 文で 8 合であった値段が、年明けには 6 合まであがった。「明和安永大變天明記録」（武蔵村山市史上 p 1097）
天明 4 年(1784)	・ 閏正月 幕府は関東・信濃にかけて米・雑穀の余剰分の売り払い命令を出す。食料不足と買い占めによる米価の高騰は続いた。 ・ 同月、岸村が作成した「夫食拝借人別書上帳」では、拝借を受ける必要がある人数は、人口四〇〇人のうち村役人など一四四人を除いた二五六人で総人口の三分の二にあたっている。 ・ 岸村では二月に村役人などが証人となって、妻子を飢えから救うため村連判金として、一人が金一分から二分の範囲で三三名分の借金をしている。中藤村市郎右衛門組では三月になって、代官所から夫食代として金一七両一分・永一五六文一分が借り受けられて、それを一五六軒に永一一一文一分三厘五毛ずつ分配している。 ・ 廻り田村では傘連判を作成、富田知行所に願い出た。（東村山市史上 p801） ・ 2 月 27 日、羽村の名主 2 人、組頭 1 人計 3 人が仙川上水陣屋に集まって、折からの飢饉によって飢餓に苦しみ、困窮している人々を救うべきだということから、檄文を作った。天明の打ち壊し

	・4月23日、幕府、飢饉に伴う米の買い占めと百姓の徒党を禁じる。
天明6年(1786)	・天明六年丙午正月元日、丙午にて日蝕皆既闇夜の如し、四月迄雨なく烈風、五月より雨繁く隔日の様なりしが、七月十二日より大雨降続き大洪水(千住・小塚原は水五尺もありしと、浅草迄は船にて通行、永代橋二十間余流失)、夏より冬にかけて諸国大飢饉(里正日誌) ・8月8日、幕府米価の値下げと米の買い占め・囲米を禁止する法令を再び出す。
天明7年(1787)	・春、米価高騰 ・春夏、諸国大飢饉。 ・天明七年春より江戸にて米価高く、初めは百文に白米六合なりしに五合となり、四合となり、四、五月より又上りて三合となる(里正日誌) ・5月、江戸・大坂など各地で打ちこわしおこる。 ・5月18日(20日)、江戸打ち壊し ・6月19日、陸奥国白川藩主松平越中守定信、老中首座に就任する。 ・寛政の改革はじまる。 ・5月20日、打ちこわし発生。 ・5月、幕府、江戸の窮民を救済するため、大坂の米を他国に廻送することを禁じる。 ・6月2日、幕府、米穀の買い占めを厳禁。 ・6月8日、幕府、窮民救済のため江戸廻米を関東郡代伊奈忠尊に命じる。 ◎天明の飢饉以後、農村には余力はすっかり無くなり、荒廢の時期を迎える。幕府も寛政の改革により荒廢農村の復興や人返し、荒備貯穀、郷藏の設置、窮民救済など手を打った。しかし、村を捨てる没落農民が多く、長脇差の無宿者や博徒などが横行し、歌舞伎・手踊りなどが農村に入り、消費は華美になったことが伝えられる。
天明8年(1788)	・1年間の天候雨が7割、粟不作 ・貯食が本格的に開始される。蓄える物は米・麦・稗・粟・、大根切干、木の根、田螺(たにし)、海草などであった。(東村山市史上 p808) ・12月、幕府、諸国御朱印の寺社に対して五穀豊熟・万民安穩を祈祷することを命ずる。知恩院(京都)・大光院(上州新田)・専称寺(奥州岩城)・大督寺(羽州庄内)・仲台院(葛西小松川)・回向院(御府内本所)へ銀一〇枚ずつを与えて浅間山焼・奥羽飢饉疫癘・関東出水・京都火災等で「失亡」したところの「下々」のために施餓鬼修行をするように申渡す。(天明一揆史料羽村町 p21)
天明9年(1789) 寛政元年	・1月、郷藏の設置が命ぜられる。 ・宅部村、芋久保村、箱根ヶ崎村、武蔵村山4か村では、集穀量が少ないので、最寄りの村で共同して建造、管理したいと届けている。武蔵村山市史上 p1110)
寛政2年(1790)	・11月28日、幕府・江戸に流入した百姓を帰村させるため、旧里帰農令を出す。

	・芋窪慶性院境内入口 庚申塔 六臂青面金剛像
寛政3年(1791)	・4月、吉祥日、奈良橋墓地 馬頭観音 内堀村中

(2) 明和の早損

江戸時代の農法は、現在の云う自然農法で、品種改良も初歩的で、限られた有機肥料を使用するのが精一杯でした。まして新田開発した地域では地味が痩せていたため、「諸作の肥し元入等多く相掛かり困惑」の状況で、天候不順は直接生産物に影響しました。

明和7年(1770)には、大干魃で、種芋1斗を植え付けて、収穫は1斗ざるに一ぱいという状況で、秋作の粟・稗も不作であったことから、これが、翌年には直飢饉と繋がっています。この際も、用水のある田方では作柄がよく、天水の場では収穫が皆無という有様でした。多くの村人が畑作で、田があっても天水の場であり、やむなく、10月には、狭山丘陵南麓の村々がこぞって代官に夫食(稗・粟など)貸与方の願い書を提出しています。東大和市史に概要が記されているので引用して紹介します。

『「当寅年(明和七年)旱魃に而秋作皆損毛」したので、「畑方損毛」の場所を検査してもらいたいと再三願い出たが、聞き届けられないままになっている。私どもの村むらは「皆畑」同様に、田地は少ししかないが、このたび田地だけは検査のうえ損毛の程度に応じ、年貢を減額されることになった。

こうした処置も大半が畑地である私どもの村むらにはほとんど恩恵がなく、一般農民は年貢上納に全く差し支え、「難儀至極」の状況である。さらに当年の早損により、収穫した穀物は大半消費してしまったため、「古穀所持」のものはそれを質入れなどして秋年貢を納め、穀物を所持しない者は「有穀所持」の者より借用したうえで質入れなどして、ようやく秋年貢を上納している。

このため現在では「夫食に差詰」り、止むを得ず草木などを「夫食之足合」にしている。このうち「御救成不レ被レ下候而ハ飢難之者数多出来」るであろう。こうしたことから是非とも「御救夫食拝借」をさせてもらいたい。』

としています。この願は認められました。その結果は、総戸数45戸の内38戸が「飢人」と認定されました。84%という高率です。後ヶ谷村は貯水池に沈んだ宅部と丘陵南麓の廻田谷ッに田が多く、他村に比べて比較的安定した村でした。それがこの状態では記録に残っていない他村がどのようなことになっていたのか気に懸かります。

後ヶ谷村には、幕府から正月分として、1月13日と2月13日の二度にわたり、それぞれ金1両・金3両2分と永181文、合計金4両2分と永181文が「夫食拝借」金として交付されました。

村は、「飢人」38戸に対し、1月14日、一軒につき永26文4分、2月15日、永96文9分、合計永123文3分を貸付けました。その返還がどのようなになったのか知りたいところですが、不明です。

明和7年(1770)の早損と飢饉の状況を紹介しました。これらは後の時代にも傷跡を残し、狭山丘陵周辺の村々の飢饉は次第に地域社会に大きな影響を及ぼしてきます。最も厳しかったのが天明の飢饉でした。

2 天明の飢饉

天明 2 年(1782)4 月の大地震、天明 3 年(1783)の浅間山の噴火、豪雨など、天明時代に入ると、全国的に異常気象による自然災害が発生して、それが原因となって凶作が続きます。また、浅間山の噴火による灰は、数年にわたっての作柄に影響を与えました。幸い、蔵敷村の名主・内野氏が当時の記録をまとめていて、東大和市史に概要が記されているので、引用して紹介します。

『○天明二年寅の冬より氣候違ひて十二月迄暖にて、菜種の花咲揃ひまた筍（たけのこ）を生し時々雷鳴ありき、あくれば三年卯の春は正月より四月比まで風雨にて雨しげく寒気甚し、土用中も冷氣にて田畑とも不作にて田植の比にも人々綿入を着、火にあたる程也、それゆえ、穀物高直也、七月の初め雨に交りて砂を降らし或は風につれて白き毛の如きもの飛来れり、又大地の震ふ音昼夜に及びぬ、これは浅間山の焼也とそ(下略)

○天明四年諸国飢饉にして時疫亦行われ、米価壺両 に付三斗貳三升二至り、

○翌五年二月より秋に至り旱天打続き米・麦不作、

○六年正月江戸大火、七月洪水、

○天明六年丙午正月元日、丙午にて日蝕皆既闇夜の 如し、四月迄雨なく烈風、五月より雨繁く隔日の様なりしが、七月十二日より大雨降続き大洪水(千住・小塚原は水五尺もありしと、浅草迄は船にて通行、永代橋二十間余流失)、夏より冬二かけて諸国大飢饉、

○天明七年春より江戸にて米価高く、初めは百文に白米六合なりしに五合となり、四合となり、四、五月より又上りて三合となる、』

表1 蔵敷村の人口動態

年代	家数	人 口	村内召抱	奉公出
安永7	57	250 (男130 女120)	8 (男2 女6)	21 (男12 女9)
8	//	249 (131 118)	7 (3 4)	18 (11 7)
天明1	//	249 (139 110)	8 (6 2)	11 (6 5)
6	//	244 (130 114)	5 (4 1)	18 (13 5)
7	56	229 (121 108)	3 (2 1)	16 (9 7)
8	55	210 (112 98)	6 (3 3)	14 (8 6)
寛政1	//	219 (112 107)	8 (5 3)	16 (12 4)
2	//	218 (110 108)	6 (4 2)	15 (10 5)
3	//	218 (116 102)	5 (3 2)	12 (7 5)
4	//	213 (108 105)	6 (3 3)	17 (12 5)
5	//	216 (109 107)	6 (4 2)	15 (10 5)
6	//	218 (111 107)	9 (7 2)	12 (6 6)
8	53	201 (107 94)		16 (7 9)
10	57	230 (120 110)	8 (5 3)	8 (4 4)
11	//	230 (113 117)	7 (5 2)	9 (4 5)
12	//	219	6 (4 2)	11 (7 4)

(『大和町史研究』1 関利雄「江戸時代後半期の農村人口」から作成)

178

岸村

天明 4 年(1784)2 月、飢餓を脱するため、村役人が証人になって「村連判金」として 1 人当たり金 1 分から 2 分の範囲で 33 名分の借金をしました。

それでも危機は避けられなかったのか、4 月、代官所から夫食拝借をしています。その時の「借人別書上」が残されており、人口 400 人のうち、256 人が対象になっています。村役人など 144 人を除いたもので、総人口の 3 分の 2 に当たります。

さらに、夫食の消費量を厳密に算定したのだでしょう、65 歳以上と 15 歳未満の男は女子として数えられています。

蔵敷村

蔵敷村の人口動態を見ると、この時の飢餓が激しく影響した実態を知ることが出来ます。

右上表の通り、安永 7 年(1778)には蔵敷村の家数は 57、人口は 250 人でした。

それが、飢饉後の天明 7 年(1787)になると、家数は余り変わりませんが人口が減ってきて、天明 8 年には 210 人となります。以後、取り戻せずに 210 人台で推移し、寛政の飢饉で最低となります。

蔵敷村は典型的な畑作農業(新田開発地が多い)を主とする地域です。自然災害、飢饉の影響が直接に及んだものと推察されます。

東大和市史 p178

①天明三年中藤村夫食拝借願い

353
天明三年十月 中藤村大不作につき地頭へ夫食拝借願

乍恐以書付御願申上候事

一 中藤村惣百姓共御願申上候は、一兩年続不作、当年大不作ニ付先達而御訴申上候通り、諸色作物一切実入不申候間、当時より夫食所持無之至極難儀仕候、田畑共御年貢御引御用捨被成下、夫食御拝借被成下候様奉願上候、当年之儀 殿様御憐愍無御座候而は百姓取続相成不申候故、無是悲御願申上候、何卒御慈悲を以御憐愍被成下御願申上候通り被 仰付被下候ハ、惣百姓共相助り難有仕合奉存候、以上

天明三年卯十月

武州多摩郡中藤村
百姓惣代
組頭 長左衛門 印
惣兵衛 印
同 惣右衛門 印

沼間頼母様御内
林定右衛門殿
(中藤 内野裕且家七四〇)

天明 3 年(1783) 東大和市域の村々は不作のため伊奈代官所に夫食の拝借願いを出します。

その文書は現在見ることが出来ませんが、中藤村が直接の領主である沼間氏に提出したものが残されています。

左の通り諸作物が一切実らない、夫食(稗や粟、芋などの日常食)の蓄えがなく、極めて難儀している、田畑共に年貢を引き下げ、当座の夫食を拝借させてください。殿様の御憐愍がな

ければ百姓が続けられない、と切々と訴えています。

②夫食拝借願傘連判状(廻り田村)



図説東村山市史 p118

天明 3 年(1783)の浅間山噴火により田畑の作物が枯死した廻り田村では食糧不足となり、関係各所に夫食拝借願を出しました。それぞれ反応があったようですが、解決されず、天明 4 年(1784)、上図のような「夫食拝借願傘連判状」を富田地頭に提出しています。東村山市史は次のように説明しています。

『・・・当然のことながら食料不足となった。村々では翌年より支配代官・知行所旗本に夫食拝借願いを続々と提出した。廻り田村では夫食拝借願いと年貢月割納入金の延期をそれぞれ提出した。富田知行所は前者については一か月分、後者については三月までの日延べを承認した(小町家文書)。しかし、農民側は困窮生活が限界を越えたからとして、麦作の収穫される初夏までの拝借を求めて傘連判(かさねんぱん)を作成し、再度訴訟を敢行した。また一方、彼らは鷹場を持つ尾州公にも御救夫食の支給を願い出ている。ここでは、代官・知行所への夫食拝借願いを前年より数度行っており、餓死人続出の状況であると述べている。夏をむかえ村民が命の綱と頼った麦作もまた水損のため不作で

あった。そして引き続き秋作の不作は農村を飢餓の底に沈めたのである。昨年冬以来、夫食が一切ないところへ、今秋作の被害により蕪・大根まで食べつくし、食べるものは何もないというありさまとなったのである。』（東村山市史上 p801）

③村役人の援助(岸村)

こうした状況下で、村役人の一人が自力で村人に援助して、事態を乗り切ろうとした動きがあります。恐らく、各村で行われたと考えられますが、岸村の例です。文化5年(1808)に表彰された資料から紹介します。

366 (八〇八)
文化五年六月 岸村百姓奇特により先年褒美頂戴の
旨届

(表紙)
如斯御役所様江
差上申候請書下書
令印一帳
辰六月 多摩郡 岸村

前々より孝行寄特成義有之、御褒美被下置候もの名前・
行状等可差上旨被仰渡候間、御褒美頂戴致候村方は不洩
様取調可差上旨、今般御触書を以被仰渡候ニ付、村方得
と取調候処寄特人有之、先年御褒美金頂戴仕候もの有之
候間、左之名前・行状奉差上候

一金三百疋 多摩郡岸村 年寄五郎右衛門親
久右衛門

右久右衛門儀先年村役相勤候節、村入用等多分不相掛様
実意ニ取計、去ル天明四辰年凶作之節、村内近村々共及
飢渴ニ候程之もの江共、村内近村共小前家別ニ錢壹貫文
宛手当致し、其外近村箱根ヶ崎村外三ヶ村江、金貳拾兩
宛無利足ニ而貸遣し、石畑村・三ツ木村・殿ヶ谷村江は
別段金三兩つゝ合力致し、自分所持之米雜穀等外より下
直ニ売遣候段、平日心掛宜寄特之事ニ付、去ル寛政十二
申年関東御郡代御役人様方御廻村之節被及御聞、右之通
御褒美被下置候、右之外御褒美頂戴仕候もの無御座候、
以上

文化五辰年六月九日 多摩郡岸村 名主 平兵衛
百姓代 九郎兵衛

伊奈友之助様 御役所 (岸 荒田学家氏)

(武蔵村山市史資料編近世 p566)

岸村の久右衛門が金三百疋の褒美を貰った時の岸村の名主から報告書です。

『先年村役を相勤めていたときに、村入用(村の経費＝財政)等を多分に掛からないよう実意(節約)に取り計らって、去る天明四年(1784)に凶作の節、村内、近くの村共々飢渴になった人々に、村内近村とも百姓には一軒につき錢一貫文ずつ渡し、その他箱根ヶ崎村他三ヶ村には金二〇兩づつを無利子で貸し、石畑村、三ツ木村、殿ヶ谷村には別に三兩ずつ合力(援助)し、自身の所有する米や雜穀を安値で売り払った・・・』

としています。この時期、村には飢餓に植える一方で、援助することが可能な富裕層が育っていたことに注目です。

3 藁餅作法

このような事態に対して、幕府や統治者側ではどのような対応をしたのでしょうか？ 次のテーマである「天明の打ち壊し」など、この時代各地で騒擾が起こっています。この年について、一般書は

『天明七年といえば、その前年に一〇代将軍家治(いえはる)が死去する直前、さしもの権勢を誇っていた老中田沼主殿頭意次(とものかみおきつぐ)が、天明の飢饉での社会的な混乱の責任をとらされて失脚し、人びとがそれを心から歓迎したにもかかわらず、幕政を担当する次期政権がなかなか誕生しなかったために、かえって社会不安が深まった年だった。それは、御三家が推挙する陸奥国白

河藩主松平越中守定信の老中就任に、幕閣にいすわっていた田沼の残党らが抵抗したためである。』(小学館・体系日本の歴史 1 1 近代の予兆 青木美智男 p15)

と記すように、難題を克服して、次の大きな変革が起こる契機が予測される時代でした。その時、東大和市域の村々には次のような指示が来て、蔵敷村の名主内野氏が記録しています(主なものを列挙)。

- ①天明三年十月三日、「米穀高直」につき食糧の「足合」として「**藁餅**」の作り方を触達。
- ②同年十一月、徒党を企てる頭取または中核の者を「見定」めのうえ捕縛・差出方請書。
- ③同年四月、米穀高直につき、買占めの者および徒党し彼らを打ちこわす者を取締まる触書。
- ④同年五月、凶年時の食あたり、およびその後の疫病流行に備え**妙薬の製法**につき触書
(享保十八年十二月触書の再触)。
- ⑤同年九月、昨三年は凶作のため困穀高取調方につき廻状。
- ⑥同年十二月、明和四年以来納入の新穀代利倍金下げ渡しにつき廻状。
- ⑦天明五年七月、田方早損の場所は粟・稗など秋作手替すべき旨達書。
- ⑧同年八月、田方早損の場所見分につき届出方達書。
- ⑨天明六年八月、出水のため馬飼料不足につき買上方達書。
- ⑩同年九月、食糧として「**ところ餅**」の売弘め方、および製法伝授方につき触書。
- ⑪同年九月、酒造半減造につき触書。
- ⑫天明七年五月十九日、江戸の春米屋・米商など打ちこわしにつき書上。
- ⑬同年六月、酒造三分一造につき触書。
- ⑭天明八年七月、飢饉の手当として「**田螺**」(たにし) 貯蔵方奨励の触書。
- ⑮同年七月、天候不順につき田方根虫防禦法につき触書。
- ⑯同年七月、米穀払底のため町々困窮につき作徳米買上の触書。

内容は

- ・代用食として **藁餅** **ところ餅** **田螺**の貯蔵奨励
- ・疫病流行に備えた妙薬の製法
- ・徒党の取り締まり
- ・買い占めの取り締まり
- ・困穀高の取調
- ・新穀代利倍金下げ渡し
- ・早損の届け出
- ・酒造りの制限
- ・打ちこわし情報
- ・作徳米の買上

天明の飢饉に対して、幕府は総力を挙げたはずですが、実際に東大和市域の村々に伝達された内容は上記の通りです。通説と地方の実態をお調べください。

藁餅

藁を半日水に浸してゴミを洗い落とす。
穂先の部分は切り落とし細かく裂いて干す。
乾燥したものを臼にかけて粉状にする。

蕷粉と葛粉や蕨粉（ワラビの根茎からとった粉）、小麦粉などを練りあわせ餅状にして蒸す。
茹でて塩や味噌などをつけて食べる。

ところ餅

苦芋と呼ぶ根茎です。苦味をぬいて食用としました。同様に、へちま、はこべ、あけび、あかね、だいこん、たんぽぽ等もゆでたり蒸したりして、塩、味噌にて調べて食べたようです。草の根は殆ど食料にしたと考えられています。

ところ芋については、約 50 年後の天保の飢饉の際のものが、あきる野市の光厳寺に、「ところ芋の碑」があります。

近くに説明板があつて

「この碑は天保の飢饉(天保三年～天保八年 1832～37)の際、ところ芋(飢饉食料)を堀に来た他村の人々を追い払う村人を抑えて、掘るにまかせた名主の徳をたたえたもの』と記されています。



田螺

「夕月や鍋の中にて鳴く田螺」と一茶が詠んでいますから、江戸時代、食用に供されることは珍しくなかったようです。飢饉の場合を想定して、動物性タンパクを摂取する必要から、殻をとってゆでて干したものを備蓄するようになりました。

V 武州村山騒動・打ち壊し

先に紹介した明和から天明年間へと続いた飢餓は多くの困窮者を生み、東大和周辺の村々を疲弊させました。その過程で噴出したのが武州村山騒動＝天明の打ち壊しです。狭山丘陵周辺の村々 40 カ村に及んで、江戸時代の歴史に深く刻み込まれました。その背景と経過を紹介します。

1 江戸地回り経済と村人

講座の最初に新編武蔵風土記稿に記載された村の様子を紹介しましたが、後ヶ谷村では「耕作の暇には薪を伐りて江戸へおくり、傍ら養蚕のこともなせり・・・」と

- ・薪という商品の売買、
- ・薪を運ぶという駄賃稼ぎ、
- ・養蚕・機織りによる労賃稼ぎ、

などによる江戸市中との交流が記されています。これは江戸も末期の状況ですが、この種の「農間稼」は正徳元年（1711）代からすでに見られました。

幕府もこれを認め、士農工商の身分制下で貨幣経済が一般化される前の江戸周辺に発生した特殊な経済環境です。「江戸地回り経済」と呼ばれます。

武州村山騒動はまさにこの条件下で起こりました。聞き慣れない言葉ですが、図式的にまとめます。

①江戸地回り経済

狭山丘陵周辺の村々の農業は水田が少なく畑作を主としました。その場合の年貢は水田が米であるのに対し、畑作は金納の形が取られました。

また、土地が痩せていたことから、多くの肥料を必要とし、落ち葉や武蔵野の秣場による草などの有機肥料では不足し、収穫量を増やすため、糠（ぬか）、干鰯（ほしか）などの金肥を投入する方策が取られました。このために、村人達は何らかの方法で現金の取得を必要としました。

村々が江戸市中から 35 町～50 町圏に位置するところから、村人は野菜とは違った農産物や薪・炭などをもって江戸市中との関わりを有し、早くから商品流通・駄賃稼ぎが見られました。

全面的な貨幣経済が展開する以前の江戸周辺に生じた特殊な経済状況です。

②油などの生活用品、金肥の代価は翌年の生産物で精算された→金融・借財の発生

現金収入の収入源が限られた村人達は日常生活に要する油や衣料、肥料の購入代金は、生産物との換金により決済されました。凶作が続くと、生産物が減少し、決済が困難となりました。ここに、取引の仲介人である商人と貸借関係が生じました。借財が増え、村人達と商人との間に特殊な関係を生まれました。

③質・高利貸しの発生

商人は商品取引の関係だけでなく、質屋や高利貸しを兼務する状況になりました。

④米価・肥料の値上げ、価格操作

凶作が続く、米価が値上がりし、それに連れて生活物資、肥料が値上がりしました。

肥料商兼金融業を営む者の中には、自己に有利なように買い占め、売り惜しみや価格操作を行う傾向も見られるようになりました。

⑤貧農と豪農・商人

④の段階で生じたのが、貧農とその対極にある豪農、有力商人でした。村の中に多くの貧農と数少ない「豪農」「身元よろしき商人」が存在することになりました。

⑥凶作が続き、事態が先鋭化→怨嗟（えんさ）、実力行使

明和から天明にかけての凶作は、決済ばかりか、日常の夫食に事欠き、生活が破壊されるほどの困窮を生みました。この時点で、生じたのが実力行使でした。

江戸地回り経済を主張し、大和町史をまとめた伊藤好一氏はこれらの流れを次のようにまとめて居られます。

『一八世紀後半の関東の社会情勢は「農村人口の減少、荒地・手余地の簇生（ぞくせい）、その一方での離村貧農の大都市江戸への顕著な流入」で特色づけられている。

この時期の関東農村荒廃の指標とされる農村人口の減少、荒地・手余地の簇生、貧農の離村は、村や町における豪農・商の成長の裏返しであった。そもそも貧農は、はじめから貧農であったわけではない。「貧農になった」のであり、その貧農が大量に生れていったのが、このころであり、このころから後に貧農は絶えず生み出されていったのである。

貧農が生み出される対局には豪農・商の成長があった。その社会的なからくりを見てみよう。武蔵野地方の畑作農村で広く使用された肥料は糠であったが、それは町の豪農・商が江戸から仕入れて農民に売却するものであった。施肥時に、これを現金で買取ることのできない農民は肥料商から借りる以外になかった。「近村身元よろしき商人」と言われた豪農・商は糠を「安キ時節買置き、諸作盛農のみぎり、至つて高直に成り候節貸し初め、なお又其の月より作物出来月まで、二割或は二割半位の利足を加へ、金子又は出来穀ヲ相渡シ、差引き勘定を遂げ候」（『小川家文書』）と言われるのが、その取引の方法であった。

肥料商が貸付ける肥料の価格は通常取引する場合よりも高く、代金として引渡す穀物は、通常売払う価格よりも低い価格で引取られた。豪農・商が、より大きく成長するからくりであり、農民が貧農に転落するからくりでもあった。豪農・商が一段と成長を進めるその経営のありかたは、時に「姦民」の行為として支配者に取上げられることもあったが、それは日常の商行為であった。豪農・商の存在や、その成長は「不法」でもなく違法でもなく、貧農の続出を伴いながら続いた。こうした豪農・商の成長と貧農の続出が、両者をそれぞれの階級に形成し、対立をつくり上げていったのである。天明期は、その階級対立が漸く顕著になっていく時期であった。』（天明年間東国変乱覚書に寄せて）

2 天明の打ち壊し

天明年間の凶作、飢饉を通じて疲弊していた狭山丘陵周辺の村人達が、上記の状況を経て、村に勢力を築きつつあった有力者や商人に打ち壊しを掛けた事件がありました。天明4年(1784)のことです。武蔵村山市域の中藤村(4)、東大和市域の高木村(1)の5軒が対象になりました。当時頻発した農民一揆とは若干性格を異にし、注目されています。

著者は不明ですが「天明年間東国変乱覚書」という書が残され、その中に「武州村山大変次第の事」が含まれていて、経過が詳細に記されています。以下、「武州村山大変次第の事」を参考に、紹介します。

（１）動機

①張札

天明４年２月２７日、多摩・入間の各村の要所に次のような張札が張られました。

口上

一 去る卯、関八州並び出羽・奥州迄 去る夏・秋両毛不作に付、米穀並びに雑穀等高値に相成り、右国々百姓共大困窮仕り候旨お上へお聞き及ばれ、この度御回状を以て仰せ触れられ候は、

一村限り村役人立会い、小前百姓の雑穀を相改め、家内人数引き合わせ、当夏作出来候迄の手当に残し置き、その余りの分はその村最寄り市場・町場等へ差し出し、売り捌き申すべき旨仰せ触れられ候所、

右御触れをも恐れず、この近在有徳の者共寄合い、相談致し、市場・町場は勿論、小前迄の雑穀を買い留め置き、占め売りいたし候者共近辺にこれあり、大勢の難儀を顧みず、甚だ不法の仕方、依って御相談申す儀これあり候間、

来る二十八日暮六ツ時より五ツ時迄に箱根ヶ崎村池尻へ、高百石に付き二十人程つつの積りを以て村々一同お出会なされ候、

もしお出会これなき村方へは大勢押し寄せ、理不尽なる儀もこれあるべくの間、よくよくこの段御心得なされ、右刻限間違ひこれ無く御出会なさるべく候、以上

辰二月

困窮の村々

御名主
御年寄中
惣百姓

発信者は「困窮の村々」になっていますが、「武州村山大変次第の事」では、羽村の名主羽助、同太郎右衛門、組頭伝兵衛三人が仙川上水陣屋に集り相談し作製したものとしています。本来体制側につくはずの村役人が発起ということから見ても、この打ち壊しは特殊な要因を持っていたことが考えられます。

張紙は一夜で 37 の村々に張られました。張り紙があった村々では 28 日、代官所に注進しました。集合場所を指定された箱根ヶ崎村では 27 日に代官所に訴え出ています。これを受けて、代官所がどのような措置をしたのかは不明です。

②集合と初期の行動

この打ち壊しの性格を知る上で、参考になるのが、集合と最初の行動です。「武蔵村山大変次第の事」をもとに、武蔵村山市史が次のようにまとめています。

『二八日、指定の刻限より夜も更けた夜九ッ(午前零時)、池尻には高提灯を立てて二～三万の人が集まってきた。箱根ヶ崎村池尻とは、現在は公園となっている狭山池の湖畔で、池の周囲二〇丁四方は、群衆で埋め尽くされていた。しかし、集まったなかには頭目となるものはおらず今後どうすればよいか定まらなかった。

そこに(中藤村の)「原山才次郎」との声があつたが答える者はなかった。時間が過ぎていくなか「山王前」との声があがり四〇〇～五〇〇人がそれに答えて「山王前」と繰り返すやいなや、集まった群衆は一斉に叫びだした。「山王前」とは中藤村日吉神社の前に住んでいた文右衛門の屋号であつた。

そして鋤・鍬など農耕具を手に狭山池から二里の道程にある萩之尾の文右衛門宅を目指して押し寄せていった。』(上 p1099)



箱根ヶ崎村池尻(現狭山が池)

(2) 打ち壊しの対象

打ちこわしの勢力は始めに中藤村萩の尾に到達し

- 一、文右衛門
- 一、山釣五衛門
- 一、中藤村名主佐兵衛
- 一、中藤村佐兵衛組百姓代与七
- 一、高木村名主庄兵衛

の順序で5軒を打ちこわしました。対象になった五軒について武蔵村山市史は次のように記しています。

『それでは五軒の家が、なぜ襲撃されたかをみることにする。最初に目標となった山王前の文右衛門家は、市郎右衛門組の百姓で寛文一二年(一六七二)の検地以降に中藤村に居住している。

江戸時代中期になって農村部でも、商品流通が発達してきたが畑方が主で年貢が金納となる地域で

は、在村の商人＝在方商人が生みだされる。東北地方から、武蔵野の村むらに馬を取り次ぐ商人として入ってきたといわれている文右衛門家は、穀類・肥料・酒造業を営む典型的な在方商人として私財を貯え、一八世紀後半には所有する田畑・持高とも中藤村随一となっていた。

前述したように、明和四年に中藤村の百姓たちが借金したのが文右衛門で、打ちこわしの二か月ほど前にも中藤村と横田村の百姓たち一八二名が夫食代金として金三七両二分を三年賦で借りており、市域では欠かせない存在であった。

とはいえ、肥料商人たちは糠・干鰯などの金肥を安く仕入れて需要の多くなる時期に高く売りつけ、しかもその購入代金も農民に貸し付けて利息を課すといった二重に利潤を得るシステムにより、困窮する農民たちにとっては怨嗟の的であった。文右衛門はその代表者として、最初の襲撃目標に選ばれたのである。山釣の屋号である市郎右衛門組の五右衛門は、豪農ではなかったが文右衛門の親戚で質物が隠されていたため打ちこわしにあった。

佐兵衛組名主である内野佐兵衛は、江戸時代後期には酒造業なども行い財力を伸ばすものの天明頃は際立った富裕層ではなく、買い溜め占売を行ったわけではなかった。しかし、安永の頃に公儀に願いでて新田開発を許された芝地を富裕層には金銭の額によって分配し、貧農層には少しも分配しないといった経緯があった。しかもその土地は貧しい者たちが肥料を得るための秣場であった。また高利貸しもしていたようで、そうしたことで恨みを買っていたと思われる。

この打ちこわしの一件は『天明年間東国変乱覚書 完』のなかの「武州村山大変次第之事」（『羽村町史史料集第五集—天明一揆史料』に所収）に詳しく記されているのであるが、打ちこわしの様子にも事件後の公儀の調査に際しての評言にも記されずに、襲われた者の名にのみ登場するのが佐兵衛組百姓の与七である。与七は百姓代も勤める家であるが、やはり豪農であったわけではなく襲撃の理由は定かではない。

高木村の名主庄兵衛は油絞業と質屋を営み、周辺の油屋仲間の総代を勤めたこともある。油絞業者は原料となる荏を生産者から安値で買い取ることから恨みを買やすく、そのうえ庄兵衛は、張り紙で糾弾された買い占め売り惜しみを行っていた在方商人であった。なお、この頃市域では文右衛門と池尻の集会で最初に名があがった原山の才治(次)郎が、油屋を営んでいた。』(p1100)

(3) 打ち壊しの状況

打ち壊しの勢力は「狭山の池」を山王前へと出発します。その状況を「武州村山大変次第之事」は次のように記します。

『狭山の池より山王前まで道法二里のあいだの里民、妻子老少を携え、山野に諸道具を隠し逃げ隠るる者多し。女童子の泣声、天地も崩るるばかりなり。寄せ来る人数、先陣すでに番場横田村にいたれば、後陣はまた石畑箱根ヶ崎にひかえたり。

馳せ違う提灯松明は夏の露すう螢火のごとし。先陣に進みたる若者ども、二三百人、斧にかけや、鋸、鋤鋤（すきくわ）、えものえものをてんでんに持ち、寄らば打たん、そのありさま、百姓軍といつべし。

中藤村萩の尾というところに、百姓文右衛門という者あり。この者占売致し候や、この家をめがけ、

かの同勢、表門長屋の前にて枯木茅草などに火を焚きつけ、時の声を上げにける。さてまたこの方も時を合わせ鉄砲矢砲を飛ばすといえども、寄手、眼に余る大勢なれば、力及ばず、みな散り散りに逃げ失せける。表裏長屋木戸かけやをもって打ち破る。それより物置、木部屋、油屋、穀蔵、金蔵、居宅、雪隠（せっちん）、長屋などにいたるまで打ち荒らし、戸障子雨戸はかのかがり火へなげ込めば、猛火盛んに燃え上り、ただ白昼のごとくなり。金銀をちりばめたる鍋釜諸道具打ち破り、敷居、鴨居はなた、鋸をもって切り荒らし微塵になして捨てたりける。

さてまたここに山釣五右衛門、その身有徳（うとく）富有にはあらざれども、文右衛門一家ゆえ、質物残らずこのところへ隠し、ある者これを見つけこの家を次手に打潰せと隠し置きたる質物残らず焼き捨てよと下知すれば、以上七カ所に隠し置きたる雑物、質物に火燃えつき、一つも残らず焼き捨てたり。

ここに内野佐兵衛とて高四百石余り支配の名主あり。この者、発明なるゆえ、いかに悪（にく）しみをうけたりけん、この者宅も打散らし、夜すでに明け方にいたり、

この曉きに高木村庄兵衛方へ急ぎ行き、米穀、雑穀、蒔俵（ぬしろ、たわら、かます）入り、みな広庭に持ち出し、俵切り散らし、雑穀、微塵にするのみならず、油、酢、醤油持ち出し、かの広庭にてたが切れば、油は流れ出でて玉川のごとし。雑穀は出水の砂のごとし。このところにてても以上三カ所にて質物を焼き捨て、

最早明くれば、二月二十九日朝巳ノ刻にいたりければ、いづくにまで立退き候とも、その行方知れず、みな散り散りに帰りけり。実に夢の覚めたるごとし。』

（４）打ち壊しの後

①打ち壊しの被害

襲われた５軒は、さっそく幕府へ訴え出ました。『御公儀様はなはだ御驚かせたまひ、何にもせよ、民百姓のかように騒動すること、上天を恐れざる仕方、不届きにつき、御取方のため』として、３月２日、町奉行所から取り調べの一行が村々へ向け出発しました。

中藤村 牧野大隅守配下の同心 10 人

高木村 曲淵甲斐守配下の同心 10 人

でそれぞれ中藤村と高木村に宿泊して取り調べました。その結果は打ち壊しを受けた側からは「打毀諸道具書上帳」が残されていますが、この講座では、東大和市芋久保の村人達が精魂かけて進めた新田開発に関わる微妙な点を書き残している「武州村山大変次第之事」を紹介します。

『評に曰く、高木庄兵衛、萩ノ尾文右衛門両家にて打ち荒らしたる俵数積りて二三千俵ほど雑穀とす。質物はおよそ金高四五千両ほど焼き捨てたり。油百樽余り切り流す。金銀銭は残らず、紛失なり。打ち潰れたる諸道具は山のごとし。

さてまた盗みやすきものは金銭ならん。寄手の中に盗賊も多きや。かようの時は実気なる仁も欲心を発するものなり。実に両家売留め人数ならんや、かくのごとくの大難を引きうくることはその身に覚えあるべし。浮世にこれなき雑穀を沢山に積み重ね、千も二千も持ちながら占売いたし候てかくあるべきことなり。

かつまた五右衛門ことはその身の難にあらん。みな文右衛門由緒ゆえ、かよの曲事（くせごと）に逢うことは、その身の不運とやいわん。内野佐兵衛は分限大身にもあらず、買留占売も致さず、この者かくなることは、人に心実不和よりこと起るべし。

ここに村山郷三里のうち、甲州海道丸山台というところあり。往来の道幅広さ三十間余りあり。長さは東西にして五十丁ほどあるべし。芝地の往来なり。右佐兵衛、安永年中、御公儀様へ御願ひ申し上げ候て新田に願ひうけ、身上宜しき子どもへ金子にしたがって割渡し、貧なる者には金なきまぐさゆえに一步も渡さず。しかるにこの芝地は貧人の秣草場にて農業の肥にと、かのところ新田にあいなり御上納の地となれば、秣草取ることかなわず、いよいよ困窮募（つの）り、この意趣をもって三里のあいだの民百姓よき時節到来と思ひ、徒党の人数に紛れ入って切り荒したるもはかりがたし。この段よくよく懸案を廻らしたもうべし。』

として、佐兵衛について芋久保新田の開発にまつわる点を指摘しています。次の項で紹介しますが、騒動後囚われとなった村人達に圧倒的に芋久保の村人が多いことと一致します。『よくよく懸案を廻らしたもうべし』とは、この記録者は相当にこの地域のことを熟知しているようで、頭が下がります。

②囚われの身

「武州村山大変次第之事」はさらに続けます。

『すでに辰三月三日桃の節句と悦び勇み楽しむところ、当日一番、多摩郡羽村にて名主小源太、同羽助、組頭伝兵衛、百姓次郎右衛門右四人御手入れにそれ初めとして・・・』として

羽村では名主小同川源太・同羽助・組頭伝兵衛・百姓次郎右衛門を皮切りに、太郎衛門・彦右衛門・源右衛門・政五郎・要八・勘七・勘右衛門・小作人源蔵の計一二名、
川崎村(羽村市)二名、
福生村(福生市)二名、
箱根ヶ崎村(瑞穂町)二名、
石畑(瑞穂町)一名、
殿ヶ谷村(瑞穂町)二名、
残堀(三ツ木村)五名、
原山(中藤村)一名、
中藤新田(国分寺市)一名、
芋久保村(東大和市)一四名、
七日市場(青梅市)一名、
今寺村(青梅市)二名、
二本木村(入間市と瑞穂町)一名、
高根村(入間市と瑞穂町)一名、
寺竹村(入間市)一名、
青梅村(青梅市)一名、
三ヶ島村(所沢市)・北野村(所沢市)などから一四名

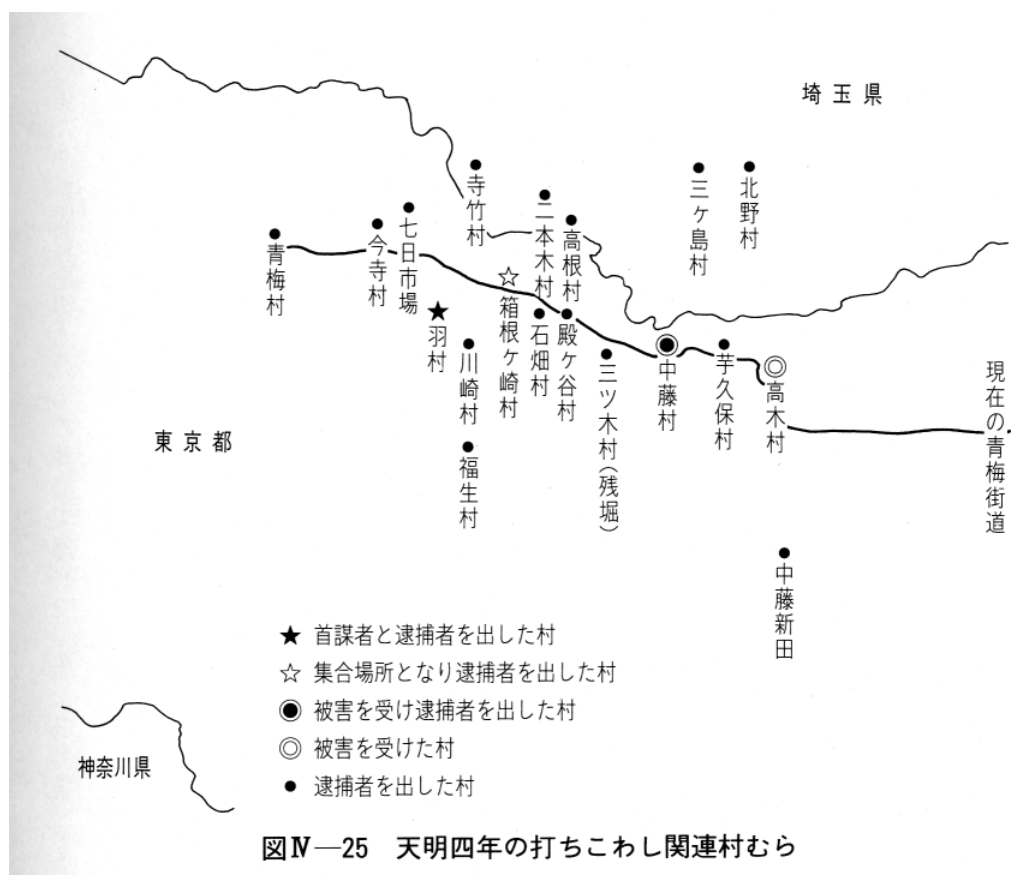
総勢 63 名が捕らえられて、村預け、江戸送りになったことを伝え、『六十三人囚人ども、御吟味中、病死の者多し。』としています。

芋久保村一四名は恐らく、中藤新田の関わりを持つ村人と考えられます。中藤新田は芋久保村の人々が立川市栄町(昭和第一学園周辺)付近を新田として開発し、独立した一村とすべく努力を重ねましたが、隣接する中藤新田との関係からついに村名が付けられなかった経過があります。モノレール

の通る道に「芋窪街道」の名が残るのはこの歴史的背景からです。

(5) 打ち壊しへの参加村

武州村山騒動に参加した村人達の出身はおおむね上記四われの身となった村人達の出身母体に重なると思います。武蔵村山市史の図を引用して紹介します。



図IV-25 天明四年の打ちこわし関連村むら

(武蔵村山市史上 p1102)